



(案)

# 第二次泉佐野市教育振興基本計画

泉佐野市教育委員会

令和 8 年（2026 年）

# 目 次

## 第1章 基本計画策定にあたって ..... 1

- 1 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2 計画の位置づけと期間 ..... 1

## 第2章 本市の教育をめぐる現状と課題 ..... 2

- 1 人口、世帯数、園児、児童、生徒数の推移 ..... 2
- 2 子どもたちの現状 ..... 4
- 3 学校・家庭・地域の連携 ..... 13
- 4 社会教育・スポーツの状況 ..... 14
- 5 教育環境 ..... 21

## 第3章 基本計画の理念と施策の方向 ..... 24

- 1 基本理念 ..... 24
- 2 施策の基本方向 ..... 25

## 第4章 施策の展開 ..... 33

### 今後5年間に取り組むべき施策の具体的な内容

- 1 学力・体力の向上を図ります ..... 33
- 2 道徳教育を充実します ..... 34
- 3 人権教育の推進に努めます ..... 34
- 4 英語教育を推進します ..... 35
- 5 日本の文化・伝統を継承します ..... 36
- 6 小中一貫教育を推進します ..... 36
- 7 I C Tを活用した教育活動の充実に努めます ..... 37
- 8 生徒指導・教育相談体制充実に努めます ..... 38
- 9 安全・安心な学校づくりに努めます ..... 39
- 10 泉佐野市の未来を創る教育事業を充実します ..... 40
- 11 國際交流を推進します ..... 40
- 12 安全で快適な教育施設の整備・充実に努めます ..... 42
- 13 通学区域について ..... 42
- 14 小・中学校の学校給食を充実します ..... 43

15	放課後児童健全育成事業を推進します	44
16	幼児教育を充実します	45
17	生涯学習を推進します	45
18	学校教育や市民との協働による歴史的資産の活用を推進します	46
19	図書館機能の充実に努めます	46
20	文化財を活かしたまちづくりをめざします	47
21	生涯スポーツの振興を図ります	48
22	青少年の健全育成に努めます	48
※	施策の展開（指標と目標）表	49

第5章 基本計画の進行管理 ..... 51

1 計画の進行管理 ..... 51

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化による人口構成の変化や家族形態の変化などによる人間関係や地域の連携意識の希薄化、情報通信技術の飛躍的な向上による社会の変容、価値観の多様化など、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化し続けています。

このような時代背景の中、教育の分野では、いじめや不登校、児童虐待、自己肯定感の低下など、子ども達を取り巻く課題は多様化し、学校をはじめ家庭や地域の教育力向上がより一層求められています。

平成18年12月に教育基本法が60年ぶりに全面改正されたことに続き、平成19年6月には学校教育法、平成20年6月に社会教育法がそれぞれ改正されるとともに、平成29年には新学習指導要領の改訂が行われました。こうした状況の中、長期的な視点に立ち新たな時代に対応していくための教育の展望と方向性を定めていくことがより一層重要となりました。

本市では平成25年9月に泉佐野市教育行政基本条例を制定し、第3条に教育委員会は、市長と協議して、教育基本法（平成18年法律120号）第17条第2項に規定する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めなければならないとしました。

以上のことから、本市教育委員会では、学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や市の豊かな伝統・文化の継承など、今後めざすべき教育の基本的な方向性や重点施策等を明らかにした教育振興基本計画を策定することとしたものです。

### 2. 計画の位置づけと期間

教育基本法が改正され、新しい時代にあった教育の目的及び理念、並びに教育の実施に関する基本が定められ、国及び地方公共団体の責務が明らかにされました。また、国が教育振興基本計画を公表し、新たな教育の方向性や施策が明らかになってきました。

こうした中、本計画はこれまでの教育の成果と課題を踏まえつつ、学校及び家庭・地域・行政が一体となり、実現をめざすものとして位置づけます。

また、期間として「本市総合計画」との整合性などを総合的に考え、向こう10年間にめざすべき教育の姿やその前期計画となる5年間に取り組むべき施策をまとめ、令和17年度を目標年次とします。

## 第2章 本市の教育をめぐる現状と課題

### 1. 人口、世帯数、園児、児童、生徒数の推移

#### ○泉佐野市の人口・世帯数の推移

※平成24年7月9日に住民基本台帳法が改正され、外国人住民も住民基本台帳に記載されることになりました。

5月末現在	「日本人世帯数＝日本人のみの世帯数＋日本人を含む複数国籍世帯数（混合世帯）」				「住民基本台帳世帯数＝日本人世帯数＋外国人世帯数」			
	日本 人		外 国 人		住 民 基 本 台 帳			
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	男	女	計
令和3年	46,381	97,301	1,212	1,879	47,593	47,567	51,613	99,180
令和4年	46,740	96,692	1,208	1,920	47,948	47,366	51,246	98,612
令和5年	47,382	96,445	1,676	2,449	49,058	47,459	51,435	98,894
令和6年	47,917	96,067	2,253	3,126	50,170	47,626	51,567	99,193
令和7年	48,255	95,535	3,023	4,027	51,278	47,765	51,797	99,562

泉佐野市の人口は少子化の進行により、減少傾向にありましたが、令和5年以降は外国人住民の増加により、わずかながら増加傾向にあります。また、高齢化は全国的な動向と同様に進んでおり高齢単身者や高齢夫婦が増加しています。

#### ○就学前児童数の推移及び今後の推計

(各年度とも幼稚園等については、5月1日現在、保育所等については、4月1日現在の児童数)

区分	年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公私立幼稚園・認定こども園1号認定	3歳児	179	177	156	168	139
	4歳児	220	208	202	174	185
	5歳児	229	227	212	198	179
	計	628	612	570	540	503
公私立保育所・小規模保育事業所・認定こども園2・3号認定	0歳児	95	107	96	101	95
	1歳児	349	324	338	325	340
	2歳児	424	432	429	437	435
	3歳児	464	460	456	447	475
	4歳児	456	473	459	469	460
	5歳児	485	460	481	474	483
	計	2,273	2,256	2,259	2,253	2,288
全体	総合計	2,901	2,868	2,829	2,793	2,791

※児童数は市内施設・市内児童のみ。1号3歳児には満3歳児も含む。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行され、本市では令和6年度末現在20か所の

教育・保育施設（私立幼稚園 2 園、公立認定こども園 3 園、私立認定こども園 13 園、私立保育園 1 園、私立小規模保育事業所 1 園）が整備されております。令和 2 年度から令和 6 年度にかけて幼稚園の園児と認定こども園 1 号認定児の総数は減少傾向となっておりますが、保育所（園）の児童と認定こども園 2 号 3 号認定児の総数は微増傾向にあります。就学前児童の人数は、少子化の影響により減少していくことが予測されておりますが、共働き世帯の増加や幼児教育・保育の無償化の施策により、就園児数は、大幅に減少することはないと考えられます。

## ○小・中学校の児童・生徒数の推移と推計

下記資料の左側に、令和 2 年から令和 7 年までの児童数の推移と令和 8 年から令和 11 年までの推計値を示しております。また、右側には、その状況を棒グラフに表しております。

ただし、表の下に記載していますように、多少の誤差はあるかも知れませんが、基本的にはいずれも学校基本調査を基にした数値です。

なお、令和 8 年から令和 11 年までの推計値については、令和 7 年 5 月 1 日現在での 0 歳児から 5 歳児までの人口をもとに推計したものです。

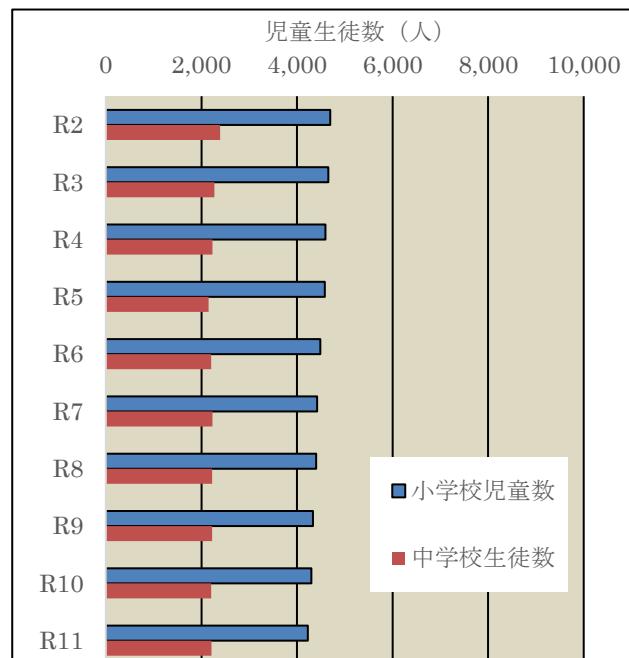
本市における小学校児童数は、昭和 46 年から昭和 49 年にかけての第 2 次ベビーブームの影響もあり、昭和 47 年に 7,365 人であったものが昭和 54 年には 10,075 人と過去最高を記録しています。しかしながら、空港関連地域整備事業の進捗や地価の高騰などに伴い、平成 10 年には 5,736 人にまで減少しています。その後、空港開港によるまちづくりの進展や 25 歳から 39 歳までのいわゆる出産適齢期の人口増加に伴い、平成 19 年には 6,598 人まで一旦回復しましたが、令和 7 年には 4,422 人と年々減少し続けており、現在の 0 歳児から 5 歳児までの人口を基に推計した場合、令和 11 年には約 4,200 人まで減少することが予想されます。

以上のとおり、本市の人口は、平成 21 年度にピークを迎えておりますが、児童数については、昭和 54 年にピークを迎え、現在では、その当時の約 44% となっています。

**小中学校 児童生徒数**

年度	小学校児童数	中学校生徒数
令和 2 年度	4,698	2,390
令和 3 年度	4,654	2,274
令和 4 年度	4,594	2,229
令和 5 年度	4,584	2,151
令和 6 年度	4,486	2,201
令和 7 年度	4,422	2,229
令和 8 年度	4,402	2,226
令和 9 年度	4,331	2,224
令和 10 年度	4,301	2,202
令和 11 年度	4,227	2,210

※各年度とも 5 月 1 日現在の児童・生徒数

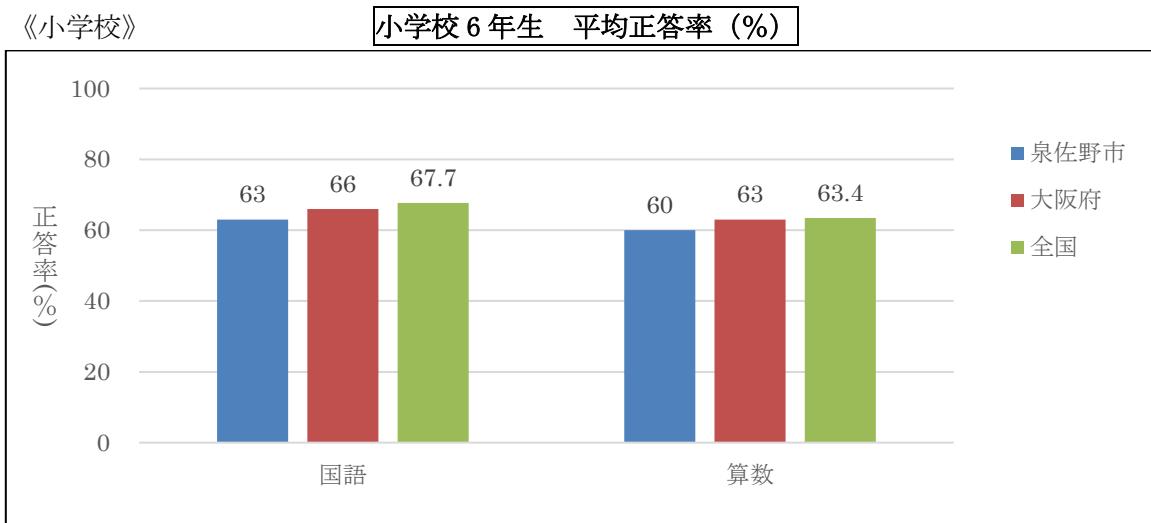


## 2. 子どもたちの現状

### ○学力・体力の状況や生活習慣等について

令和6年度に実施された、全国学力・学習状況調査において、本市の子どもたちの結果については、以下の状況にあります。

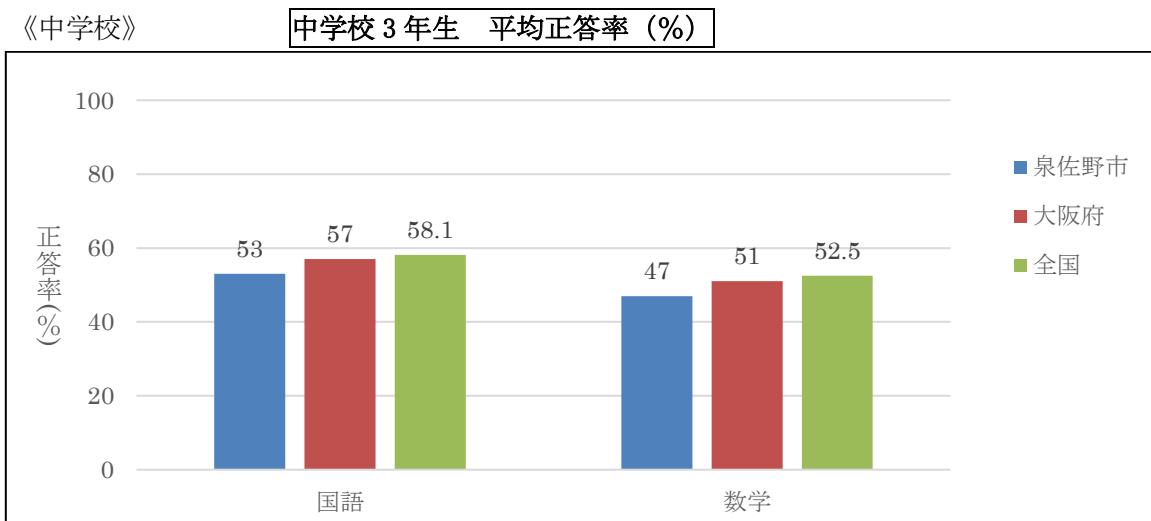
#### ☆学力面



小学校国語に関しては、「情報の扱い方に関する事項」について、全国や大阪府と比べ、高い正答率が見られました。一方、「我が国の言語文化に関する事項」は、全国や大阪府と比べ、平均正答率が低く課題が見られました。

小学校算数に関しては、「数と計算」の領域については全国や大阪府の平均正答率とほぼ同等の結果が見られました。一方、「図形」および「データの活用」の領域については、全国や大阪府と比べ、平均正答率が低く課題が見られました。

課題に対しては、日常的な読書活動等を活用しながら、自身の考えを広げる経験を積み重ねていくとともに、日常生活の事象を数理的に捉え判断する力を育んでいく必要があります。



中学校国語に関しては、「我が国の言語文化に関する事項」について、全国や大阪府の平均

正答率とほぼ同等の結果が見られました。一方、「読むこと」の領域については、全国や大阪府と比べ、平均正答率が低く課題が見られました。

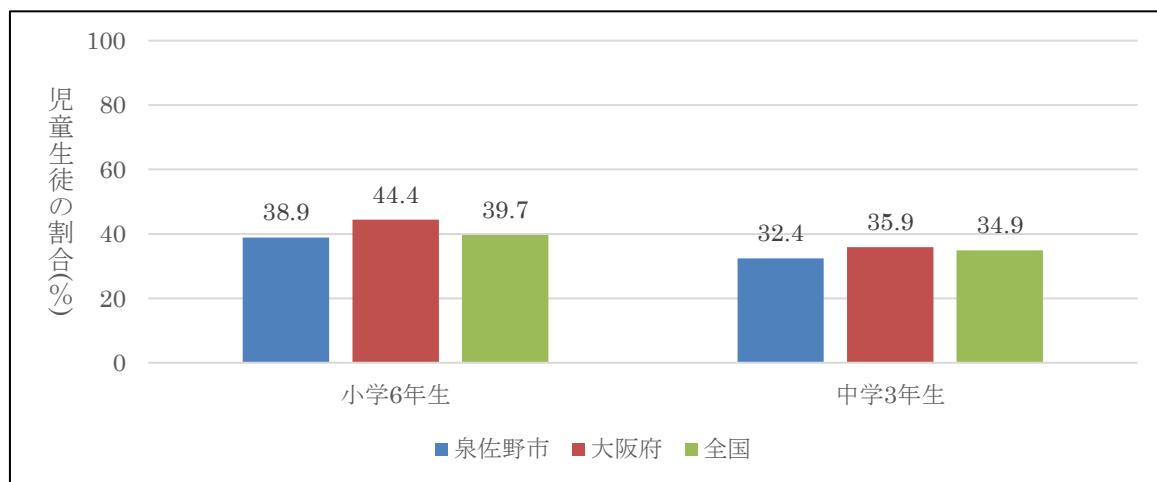
中学校数学に関しては、「数と式」の領域について、平均正答率が全国や大阪府とほぼ同等の問題もありました。一方、「図形」の領域については、全国や大阪府と比べ、平均正答率が低く課題が見られました。

課題に対しては、中学校における読書活動の推進を図りながら、興味・関心を高めるとともに、課題に対して筋道を立て、論理的に自分の考えをまとめる力を育んでいく必要があります。

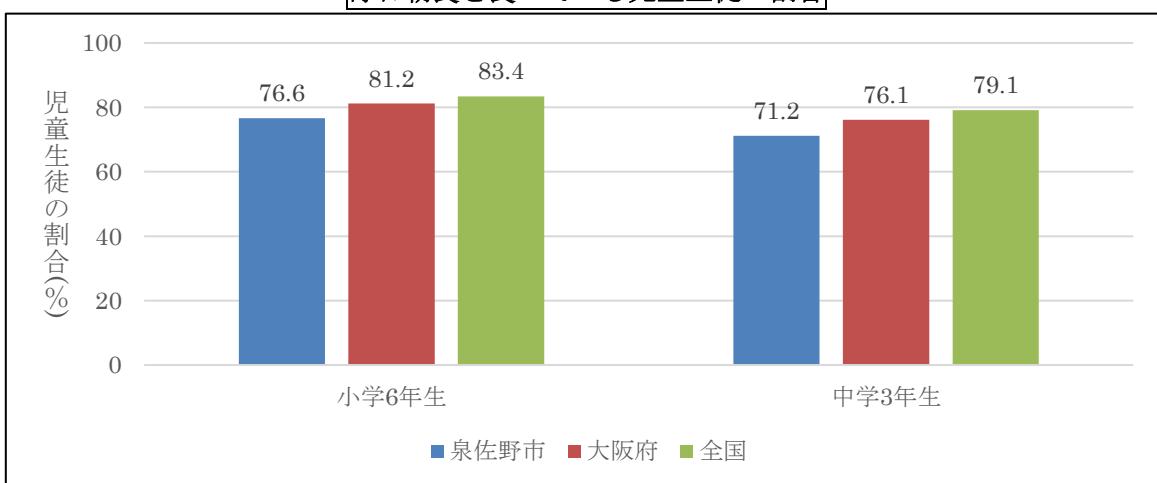
### ☆生活面

令和6年度に実施された、全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙から、本市の子どもたちの生活については、以下の状況にあります。

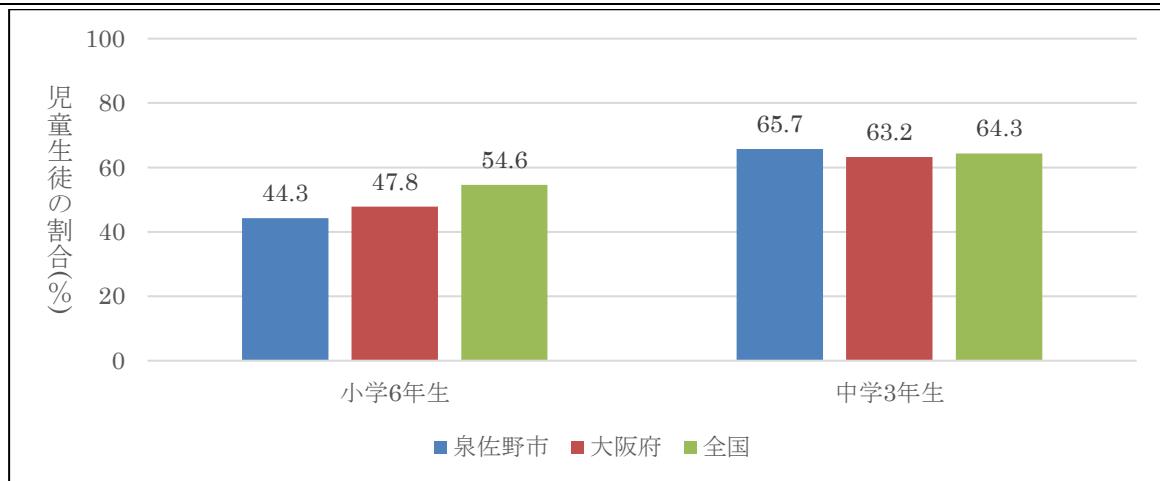
毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合



毎日朝食を食べている児童生徒の割合



### 学校の授業以外に普段（月曜日から金曜日）1日当たり1時間以上勉強している児童生徒の割合



就寝時刻や朝食摂取などの項目については、全国や府に比べて低く課題が見られます。基本的生活習慣について学校と家庭のさらなる連携が必要です。

家庭学習については、小学校では長時間家庭学習に取り組むと回答した割合が全国や府に比べて高く、中学校では、1時間以上家庭学習に取り組む割合が高いです。一方で、小学校、中学校ともに、取り組まないと回答する割合も高いため、家庭学習に取り組む子どもとそうでない子どもの二極化が見られます。今後も家庭学習への取組みを継続して行う必要があります。

令和6年度に実施された、全国体力・運動能力調査において、本市の子どもたちの結果については、以下の状況にあります。

#### ☆体力や運動習慣面

《小学校》

全国運動能力・運動習慣等調査結果（令和6年度調査より）

	小学5年男子			小学5年女子		
	泉佐野市	大阪府	全国	泉佐野市	大阪府	全国
握力【kg】	15.97	15.77	16.01	15.89	15.46	15.77
上体起こし【回】	19.22	18.97	19.19	18.47	17.87	18.16
長座体前屈【cm】	33.39	33.75	33.79	37.58	38.20	38.19
反復横とび【点】	40.82	39.57	40.66	38.54	37.38	38.70
20m シャトルラン【回】	44.03	45.70	46.90	34.27	34.81	36.59
50m走【秒】	9.64	9.48	9.50	9.80	9.80	9.77
立ち幅とび【cm】	145.33	148.90	150.42	140.29	140.95	143.13
ソフトボール投げ【m】	19.75	20.34	20.75	12.88	12.41	13.15
体力合計点【点】	51.46	51.89	52.53	52.97	52.73	53.92
総合評価A【%】	9.1	7.9	10.3	11.7	8.9	12.5
総合評価B【%】	20.4	21.4	21.8	22.2	21.2	23.3
総合評価C【%】	31.8	32.6	32.0	28.4	34.9	33.4
総合評価D【%】	23.6	24.6	23.0	28.1	25.0	22.0
総合評価E【%】	15.1	13.4	12.9	9.6	10.0	8.8

小学校男子では上体起こしを除く全ての項目で全国平均を下回り、女子では握力、上体起こしを除く全ての項目で全国平均を下回り、本市の小学生の体力は令和元年度と比べても大きく低下していることがわかります。ただし、多くの項目で全国平均も低下しているので、全国的に子どもの体力が低下していることが調査よりわかります。

#### 《中学校》

#### 全国運動能力・運動習慣等調査（令和6年度調査より）

	中学2年男子			中学2年女子		
	泉佐野市	大阪府	全国	泉佐野市	大阪府	全国
握力【kg】	27.38	27.94	28.95	22.10	22.51	23.18
上体起こし【回】	25.19	25.66	25.94	20.12	21.32	21.56
長座体前屈【cm】	42.12	42.90	44.47	42.17	45.23	46.47
反復横とび【点】	50.91	51.27	51.51	45.10	45.35	45.65
持久走【秒】	421.33	422.62	410.69	330.47	318.67	309.02
20m シャトルラン【回】	77.50	78.18	78.98	46.79	49.75	50.67
50m 走【秒】	8.17	8.06	7.99	9.26	9.11	8.96
立ち幅とび【cm】	183.13	193.11	197.18	154.31	162.62	166.32
ハンドボール投げ【m】	18.44	19.72	20.57	10.82	11.67	12.40
体力合計点【点】	38.13	40.43	41.86	41.53	45.57	47.37
総合評価A【%】	3.7	6.3	9.5	8.0	18.8	24.6
総合評価B【%】	16.8	22.9	25.2	27.3	28.4	28.5
総合評価C【%】	37.3	35.3	34.4	31.1	30.4	27.7
総合評価D【%】	27.6	25.6	22.4	24.4	17.5	15.3
総合評価E【%】	14.6	9.8	8.5	9.2	4.8	3.9

ほぼ全ての項目において全国平均を下回る結果となっています。小学校段階からの体力の低下が影響していると考えられます。また、小中学生とも運動習慣が確立されておらず、運動に対する考え方も否定的な生徒が多いので、小中9年間を見通した長期的な視点での支援が必要だと考えられます。

#### <児童生徒質問紙より>

学習指導要領解説にあるように、豊かなスポーツライフを継続するためには、幼少期から主体的に運動やスポーツに親しむ習慣を身につけ、基礎的な体力を養うことが大切です。運動習慣等調査の中でも、「体育の授業が楽しい」という設問に対し、肯定的な回答は小学生では全国平均と大きな差はないものの、中学生では全国平均を大きく下回っています。小学生から続く体力低下によって、中学校体育の授業についていくことができない子どもが増えていることが考えられます。同じように、「運動をすることが好きだ」という設問に対しても、肯定的な回答は全国平均よりも低い水準です。また、全国的に見て、朝食の欠食率が高い子どもは、体力合計点の平均値が低い傾向にあります。

のことから、児童・生徒が体育・保健体育の授業を楽しいと感じ、積極的に参加するよう、授業改善を積極的に行っていく必要があります。加えて、家庭での望ましい食生活など

健康的な生活習慣を形成することも極めて大切です。さらに、スマートフォンやゲーム機器等の使用による運動離れ、外遊びができる環境の減少等、児童・生徒が体を動かす機会が減っているため、体力向上を図るために地域、学校、家庭で課題意識を持ち、継続的な取組みが必要であると考えられます。

## ○幼児期の教育について

幼児期の教育の現状として、家庭においては、近年の核家族化や少子化等を背景に、価値観、生活様式の多様化による家庭環境の急激な変化に伴い、幼児期の子どもたちに基本的生活習慣が身につかず、人と関わる力が不足し、社会性の育ちが遅れるなどの様子が見受けられます。

また、地域社会においては、地縁的なつながりが弱まり、人間関係の希薄化などを背景に、子どもに関する理解不足から育児不安や子育てに対する悩みを抱え、孤立感を募らせる保護者が増加しています。この傾向は、児童虐待などの問題としても表面化しており、発達面において、情緒的に安定することが大切な幼児期に、生命の安全をも脅かされるという、望ましくない状況を生み出しています。

本来、幼児期は大人によって愛され、生命が守られ、信頼されることにより情緒的に安定し、人への信頼感が生まれる時期です。しかし、その根底から崩されてしまう虐待の問題は、幼児期における発達の妨げとなっています。

幼児教育は、子どもたちの基本的生活習慣を身につけ、豊かな人間性や道徳性の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探求心を養い、創造性を豊かにするなど、生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。幼稚園、認定こども園や保育所(園)と小学校がより一層の連携を図りながら、幼児期の育ちを支える取組みをさらに充実させることが求められます。

## ○人権教育について

人権教育について、各小・中学校で児童・生徒の発達に応じてさまざまな取組みがなされています。その中で長年続けられている学習・教材はある一定の成果を上げています。今後は、知的理窟だけではなく、人権への深い配慮がその態度や行動に現われる豊かな人権感覚のさらなる育成が求められます。

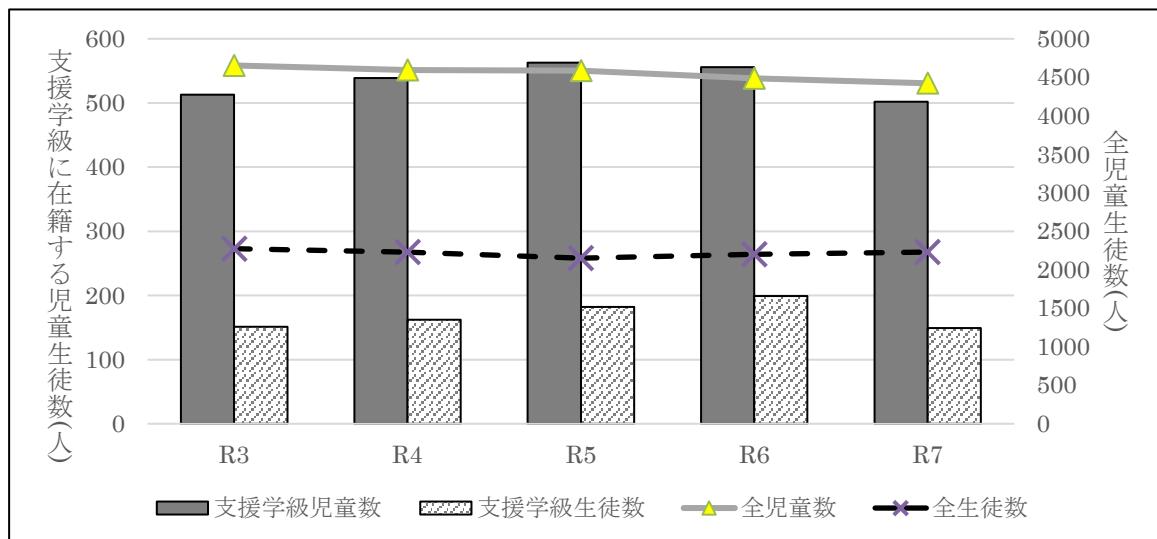
多文化共生につきましては、グローバル化が進む社会情勢の中、帰国・渡日の児童・生徒が増加しており、それにともなう学習時においての通訳配置や日本語指導担当教員の配置などの支援体制を図っています。また、1人1台端末における翻訳ツールなどを適切に活用し、外国にルーツのある児童生徒も安心して学ぶことができる体制づくりを進めています。さらに、国際理解の観点から外国の文化や風習を受け入れ、尊重しあえる人間関係の形成に努めています。このような取組みのもと、豊かな人間性の涵養の現状として本市の児童・生徒は小学校では81.6%の児童が将来への夢や目標をもっています。しかしながら、中学校になると、61.3%とその割合を減らしてしまっています。そこには子どもたちの自尊感情のもちかたが関わっているようです。「自分には、よいところがあると思いますか」という質問で、小学校の段階で「ある」と自信をもって答えることができた児童は54.9%と改善の傾向にはありますが、依然として低い状況となっています。中学校に至っては38.9%とさらに低い状態となっています。この自尊

感情の低さが将来への夢や希望を喪失させていく原因となっているように思います。もちろんそのことだけではなく、社会の在り様が変わってきたというのも原因の一つと考えます。

教職員の若年化により、これまで本市が培ってきた人権教育の継承・発展が難しくなりつつあります。その点でベテラン層と若年層をつなぐミドルリーダーの存在は大きく、校内での研修や、学校間での情報交換など縦と横の連携が重要となっています。

また、支援教育につきましては「ともに学び、共に育つ」というインクルーシブ教育の理念のもと、障がいのある児童・生徒が各校での集団づくりにおいて的確に位置づけられ、学校生活をともに過ごすことで自身の自尊感情や自己肯定感を育んでいます。さらに発達障がいなどへの正しい理解と実態の把握、個に応じた指導などの共有を図り取組みを進めています。

支援学級に在籍する子どもの数の推移



国はインクルーシブ教育システムの構築を進めており、平成23年8月5日に公布された障害者基本法（一部改正）では『すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する』としています。

本市でもインクルーシブ教育システムの構築に向けて、長年、大阪府が大切にしてきた「ともに学び、ともに育つ」教育理念のもと、支援教育の充実を進めています。

就学時においては、保護者のニーズを把握し、就学前の関係諸機関との連携を通して、障がいのある子どものより良い就学に向けての支援を実施しています。

また一人ひとりの児童・生徒の障がいや発達の実態を関係諸機関や専門家との連携のもと把握し、就学後も学校の巡回相談などを通して支援の充実に努めています。

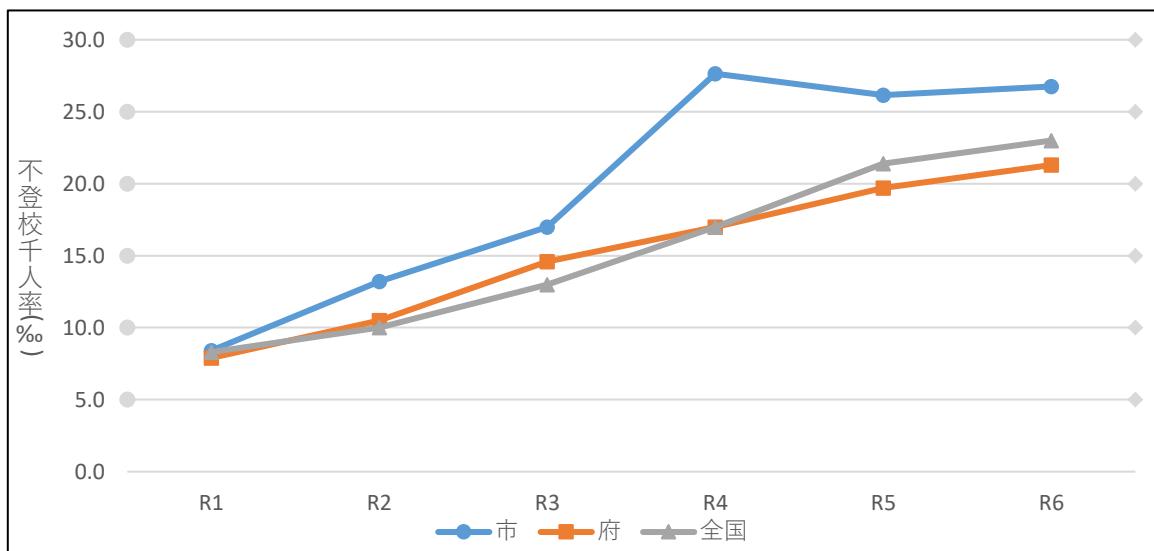
学校においては支援体制や環境の整備・充実をより一層図るとともに、支援教育コーディネーター研修やまなび講座等、様々な研修を通して教育課程及び指導方法の改善充実に努め、知識だけではなく、一人ひとりが主体的に出会って学ぶことを大切にする多様な交流教育を取り組んでいます。

## ○不登校児童・生徒について

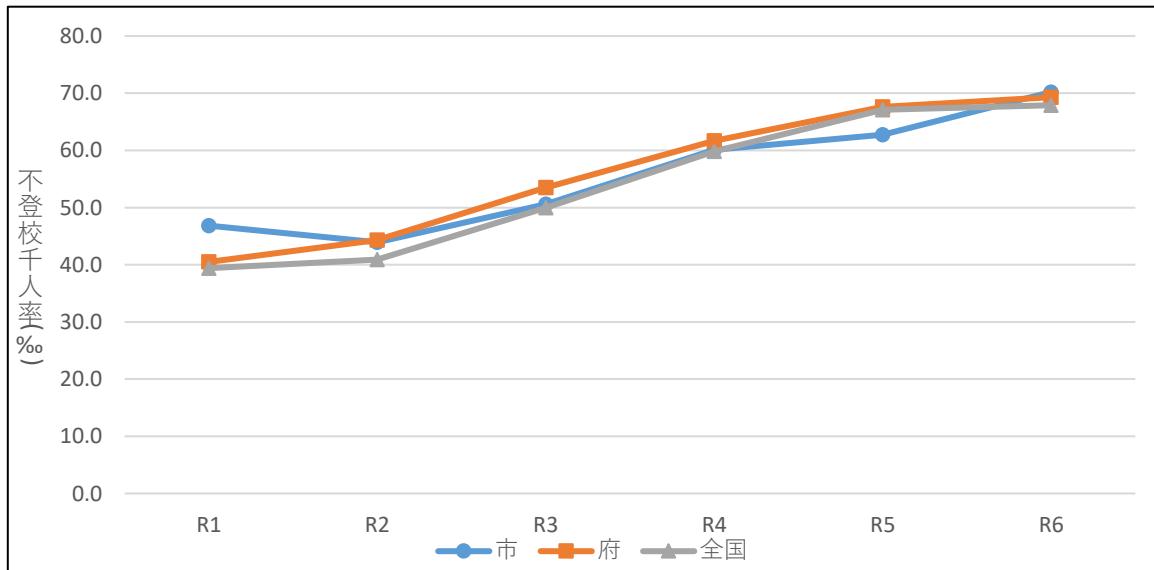
本市の不登校児童生徒数（千人率）の状況は、小学校においては、令和4年に大きく増加し、その後の増加率は鈍化傾向にあります。中学校においては、令和3年から府・全国よりも低い

値となっており、増加率も鈍化傾向にあります。しかし、小中共に増加傾向にあり、課題としては、無気力を要因とした不登校の割合が増加していることや、生活背景が大きな要因となつておらず、重篤化するケースが多くなっていることが挙げられます。また、小学校で不登校を経験している児童のほとんどが中学校でも不登校になっているという実態もみられます。これらのことから、本市の不登校児童生徒数（千人率）の減少には、新規不登校の抑止が重要であり、幼・小・中学校間の連携を大切にしながら、常に情報を共有し、未然防止の取組みや不登校支援を行っていくこと、さらに、児童生徒や家庭の抱える多様な問題に対して、各学校がチームとして対応していく必要があり、専門家や関係諸機関と連携し迅速かつきめ細やかに対応していくことが必要とされています。

小学校不登校千人率



中学校不登校千人率



#### ☆不登校の子ども、家庭への支援の現状

毎月、各小・中学校の不登校担当者が出席する不登校対策サポート委員会を開き、実態の把握と支援策の検討および不登校の未然防止に向けた取組みの検討を行うとともに、中学校区ごとの情報交換を行っています。各校では担当者や管理職を中心に、不登校支援体制の構

築を進めていますが、それだけでは改善が困難なケースも多くあり、以下のような専門家や関係機関との連携が不可欠です。

(1) スクールカウンセラー（S C）の配置

全小・中学校で、子ども、保護者、教職員を対象に相談活動を行っています。子どもだけではなく、保護者の生活や子育てに対する不安を軽減することが、子どもの生活改善、心の安定につながることからも、スクールカウンセラーは大きな役割を果たしています。

(2) スクールソーシャルワーカー（S S W）の配置

各中学校を拠点に、子どもの養育に課題を抱える環境への働きかけを行っています。家庭を、福祉や医療機関等とつなぐことで、子どもの学校生活の状況を改善します。また、アセスメントを行い、教職員と共に具体的な方策を検討することにより、学校組織の強化を図っています。

(3) 家庭の教育機能総合支援員の配置

教職員と連携し、家庭訪問や保護者支援、放課後や長期休暇中の学習支援、ケース会議のコーディネート等を行い、子どもと家庭をサポートしています。

(4) 要保護児童対策地域協議会の開催

子ども家庭課、子育て支援課、地域共生推進課、生活福祉課、健康推進課、学校教育課、子ども家庭センター、医師会等多くの諸機関が、子どもを守るネットワークの連携強化を図り、家庭の見守りを行っています。

(5) 教育支援センター「さわやかルーム」「シャイン」の設置

学校に登校しづらい子どもたちが通う教育支援センターが市内に2箇所あり、個別の学習支援や体験活動、人とのふれあい等を通して心のエネルギーを高めていく中で生活のリズムを取り戻し、学校復帰や社会的自立に向けて、メンタルフレンド（ボランティアスタッフ）が中心となって支援しています。また、臨床心理士によるカウンセリングや、センター長、学力支援コーディネーター、学校支援コーディネーターが、子どもや保護者、教職員を対象とした、相談活動（電話相談、来所相談、訪問相談）も行っています。

(6) 地域ステーション「かぜまち」の設置

不登校の状態にある児童・生徒の自立支援を促進するため、まず自宅から出るきっかけとなるような家庭や学校以外の「居場所」として「地域ステーション」の場を提供し、活動を通じてコミュニケーションを図り、学校復帰や社会的自立への一歩を踏み出せるよう支援します。また、保護者には不登校支援を専門とする居場所コーディネーターが地域のさまざまな居場所の情報を提供し相談支援も実施します。

## ○暴力行為及びいじめについて

### ☆暴力行為について

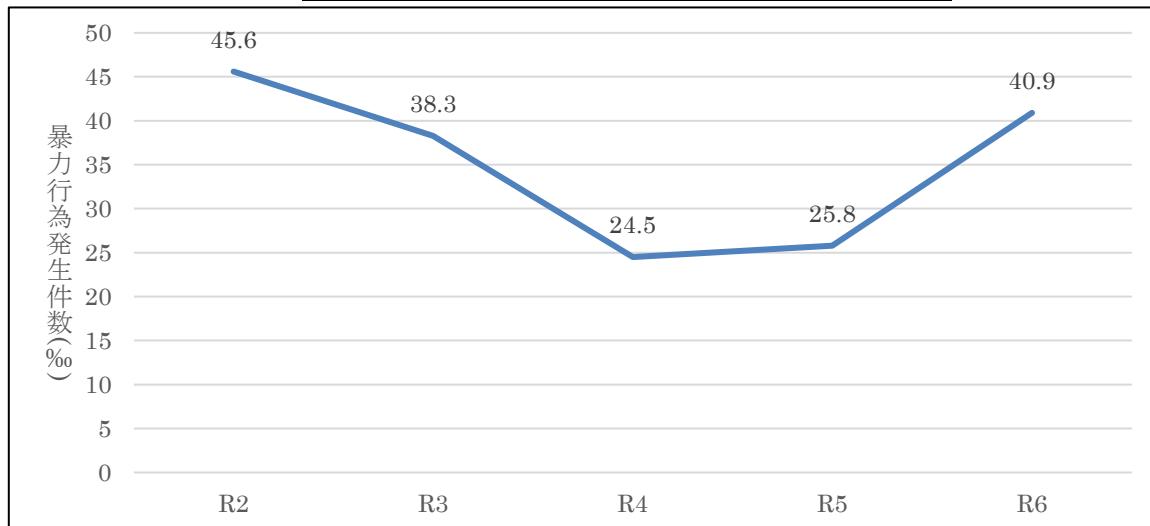
本市の暴力行為発生件数（千人率）は、令和3・4年に減少傾向にありましたが、令和5年以降はまた増加傾向にあります。コロナ禍以降、人との関りや距離感、コミュニケーション力等、子どもと子どものつなぎ直しを丁寧に進め、減少傾向にありましたが、また増加傾向

に戻っています。

本市は全国と比べても依然として高い水準になっています。(令和5年度 全国8.7、市25.8)今後、さらに児童生徒一人ひとりの人権尊重や個性尊重の視点に立った生徒指導や集団づくりを行い、魅力ある学校づくりを進めています。そして児童生徒の思いや気持ちを共感的に受けとめ、児童生徒との信頼関係に基づく生徒指導を進めつつ、暴力行為に対して毅然とした指導を行っていきます。

また、児童生徒を取り巻く環境に働きかけて改善していく必要があるケースも多く、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、状況に応じて警察、少年サポートセンター等の関係機関とも連携して対応していきます。

泉佐野市立小・中学校 暴力行為発生件数(千人率)



#### ☆いじめについて

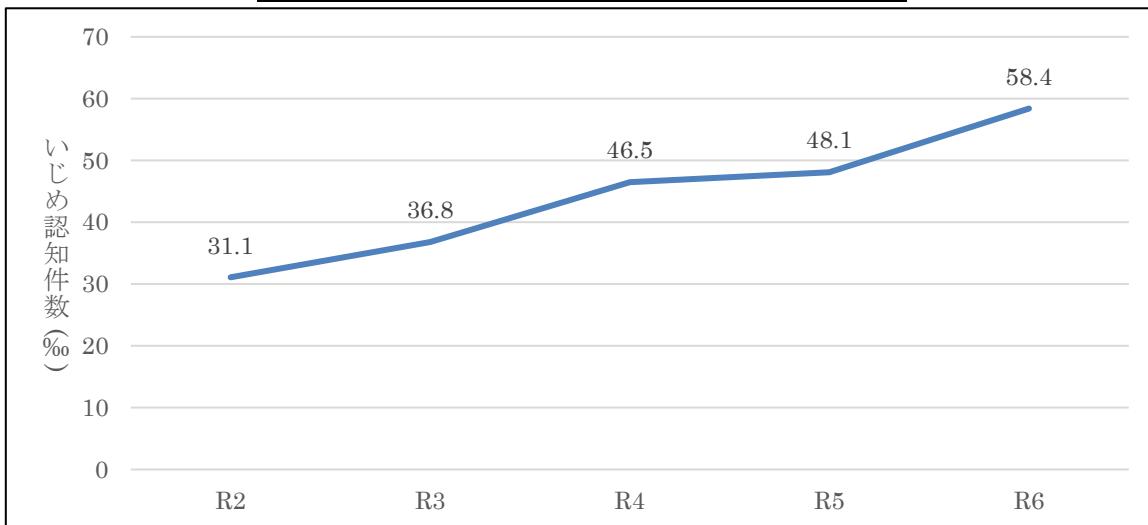
いじめとは、「一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と、いじめ防止対策推進法（第2条）で定義されています。

本市のいじめ認知件数は、平成27年度より年々増加しており、1000人当たりの認知件数においても全国平均に迫りつつあります。

しかし、文部科学省が示すとおり、「いじめ認知件数が多いことは教職員の目が児童生徒に行き届いていることの証」でもあり、いじめ認知はいじめ解消に向けた取組みのスタートラインであると捉えています。そして、できるだけ早い段階からいじめではないかという疑いをもって、その可能性があるものについて積極的に認知していくことが、重大事態を未然に防ぐことにつながると考えています。

本市では、「泉佐野市いじめの防止等に関する条例」を令和2年1月15日に施行し、その趣旨や「泉佐野市いじめ防止基本方針（第2版）」並びに全小中学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」に沿い、いじめ問題の克服に向けた取組みを推進しています。

泉佐野市立小・中学校 いじめ認知件数（千人率）



### 3. 学校・家庭・地域の連携

本市の子どもの状況として、令和6年度全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙からわることは、「朝食を毎日食べていますか」という質問に小学校で9.8%、中学校で12.1%の児童・生徒が「食べていない・どちらかというと食べていない」と答えています。

また、①「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」、②「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」という質問に対して、それぞれ小学校では①19.7%②11.9%、中学校では①24.6%②9.6%の児童・生徒が「していない・どちらかというとしていない」と答えています。

これらの結果から、学校と家庭との連携による、基本的生活習慣の見直しの重要性が高まっています。日々の生活について、学校と家庭、そして子どもたちとともに考える取組みが必要です。

令和4年度からこども朝食堂を実施しています。実施校は令和7年10月時点での泉佐野市内の小学校13校全てとなり、各小学校の家庭科室において、基本週2回、始業前の時間帯に児童へ朝食を提供しています。

平日の家庭での時間の使い方について、学習に関して小学校では「30分～2時間」と回答した児童が45.8%と最も多い結果であり、一般的に言われる学年×10分（6年生で1時間）程度の学習時間を確保できている児童が半数程度いることがうかがえます。一方で、「30分以下、全くしない」と答えた児童が31.7%と5年前に比べ、19.4%多い結果となりました。中学校では「1～2時間」と回答した生徒は50.5%と約半数が計画的に家庭学習をすすめることができます。一方で、「30分以下または全くしない」と回答した生徒は20.0%でした。

これらの結果より、家庭学習の定着の二極化が5年前と同様に懸念され、家庭学習の定着をめざす取組みが必要です。子どもたちが「もっと学びたい」という意欲を高めるとともに、それを実現する環境づくりにむけて、より一層学校と家庭との連携を推進していきます。

次に「社会や地域」についての質問からは、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という質問に小学校では81.3%、中学校では77.7%の児童・生徒が「当てはまる、どちらかといえば当てはまる」と答えており、5年前よりも約40%高くなっています。

この結果より、子どもの地域に対する関心が高まっている様子がうかがえます。今後も学校と

地域が連携した様々な取組みや子どもたちが地域を意識する機会づくりを継続して取組みを推進していきます。

学習指導要領がめざす学校・家庭・地域の連携は、子どもたちの豊かな学びと成長を社会全体で支えるという考え方に基づいています。これは、単に学校行事への参加を促すといった表面的な協力関係ではなく、それぞれの立場が教育的役割を認識し、連携・協働することで、子どもたちの可能性を最大限に引き出すことを目的としています。各学校において、子どもたちが教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、地域との連携・協働により、子どもたちの可能性を引き出していくことがとても重要です。

また、家庭との連携・協働により基本的生活習慣や家庭学習習慣等を定着させることは、子どもたちの心身の健やかな発達につながり、学習活動のエネルギーを生み出す土台となるため、さらに充実させていく必要があると考えています。児童・生徒一人一人が未来の創り手となるためには、これまで以上に学校・家庭・地域が連携していかなければならないと考えます。

## 4. 社会教育・スポーツの状況

### ○文化財の保存と継承

市内に残る文化財は、地域の歴史と文化を物語る貴重な財産です。近年急激に変わりゆく社会情勢や生活環境によって、損壊、崩壊や消滅もしくは散逸する危機にあり、保護や継承するため様々な対策を講じる必要があります。

### ○貴重な歴史的資源の保全と積極的な活用について

本市には、国宝の慈眼院多宝塔とそれを含む「史跡日根荘遺跡」、大阪府唯一の重要文化的景観「日根荘大木の農村景観」をはじめとする文化財が数多く存在し、国に認定された3つの日本遺産ストーリーを持つ市として、日本最多の構成文化財数を誇っています。

文化財保護課では、貴重な文化財の保護・活用、伝統文化の継承に関する支援を、令和8年度以降は生活産業部文化財課として環境・商工・観光・農林水産と連携しながら推進してまいります。

市内の貴重な歴史資料を保護・活用する博物館施設としては、歴史館いづみさのがあります。本施設は、中世荘園のテーマ館として設立されました。日根荘は、日本で最初に国史跡指定された荘園遺跡です。以降、博物館機能の充実をはかり、歴史資料や美術品などの収集及び保存や、市民の歴史・文化についての学習ニーズに応える役割を果たしています。

特別展・企画展や講座・講演会などを通じて、市民が郷土の歴史や文化をより身近なものに感じられる事業展開を行うとともに、市内小中学校とも連携した郷土学習への支援などを行っていきます。

歴史館いづみさのの事業に参加した利用者へのアンケート調査によると、その満足度は高水準を維持しています。また、歴史館活動協力員（ボランティア）は、資料調査及び整理・各種の展示補助作業などの活動も行っており、市民との協働を推進していきます。

引き続き長い歴史と貴重な文化を継承するためには、市民の関心・理解・協力のもと、今後は各生涯学習施設・学校・団体などとの連携を一層進めるとともに、歴史館いづみさのにおい

て教育的機能を活用した学習機会の充実を図ってまいります。

また、市内外への活用については、本市の3つの日本遺産を保有するまちとしてのインパクトを活かし、インバウンドや観光文化の振興を推進いたします。

令和元年に認定された日本遺産「旅引付と二枚の絵図が伝えるまちー中世日根荘の風景ー」は、令和2年に歴史館いずみさの内にガイダンスセンター、令和4年には衣通姫ガイダンスセンターを設置し、国内外への情報発信拠点として位置付けました。

令和2年には、北前船で活躍した豪商食野・唐金家の船主集落として日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡ぐ異空間～北前船寄港地・船主集落～」（52市町で構成）に追加認定、さらに本市の犬鳴山七宝瀧寺のある犬鳴山を含む「葛城修験ー里人とともに守り伝える修験道はじまりの地」（20市町で構成）も新規認定を受けており、3つの日本遺産のストーリーを活用したまちづくりについて、今後は日本遺産や指定文化財、登録文化財の追加も視野に入れながら、周辺の古民家や町並み修景や地域の活性化をはかるとともに、デジタルアーカイブ化を推進し、ブランド化・シビックプライドにつながる人材育成や地域の賑わいづくりに取り組む事業を推進していきます。

歴史館いずみさの総利用者数（展示室の入場者+普及事業の参加者）	
令和2年度	4,534人
令和3年度	5,132人
令和4年度	6,368人
令和5年度	8,658人
令和6年度	14,342人

## ○各種講座や生涯学習情報の提供について

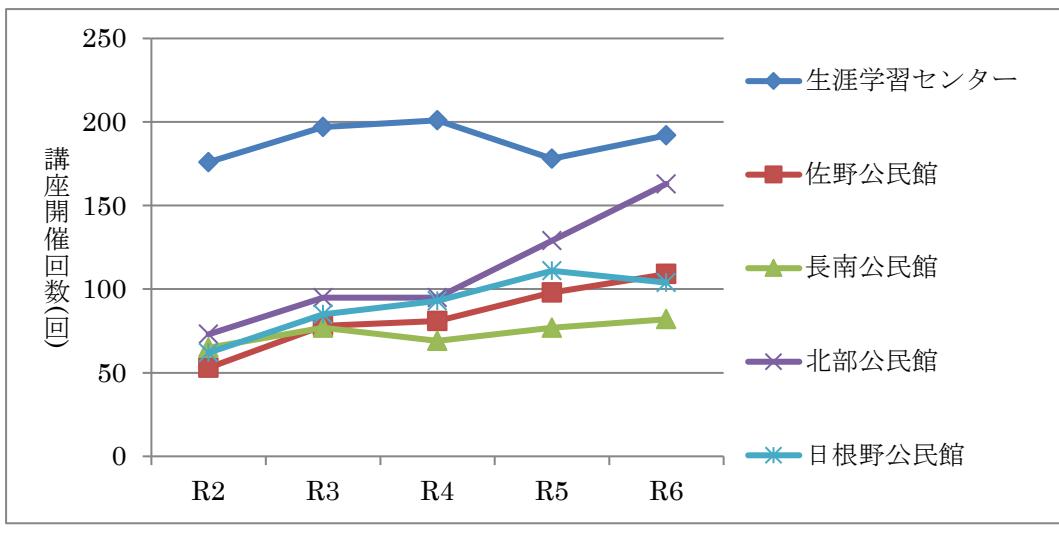
市民一人ひとりが個性や能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を送るために、生涯を通して学習行動が行える「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べるまちづくりを推進しています。

生涯学習センター、各公民館は、ボランティア講師の活用を図るなど、市民の学習ニーズや地域の実情に応じた学級・講座の開設など様々な学習機会を提供しています。

価値観の多種多様化している現代、生涯学習の拠点として、変化する社会に適応した新しい知識や技術等についての情報を発信していくことが期待されています。

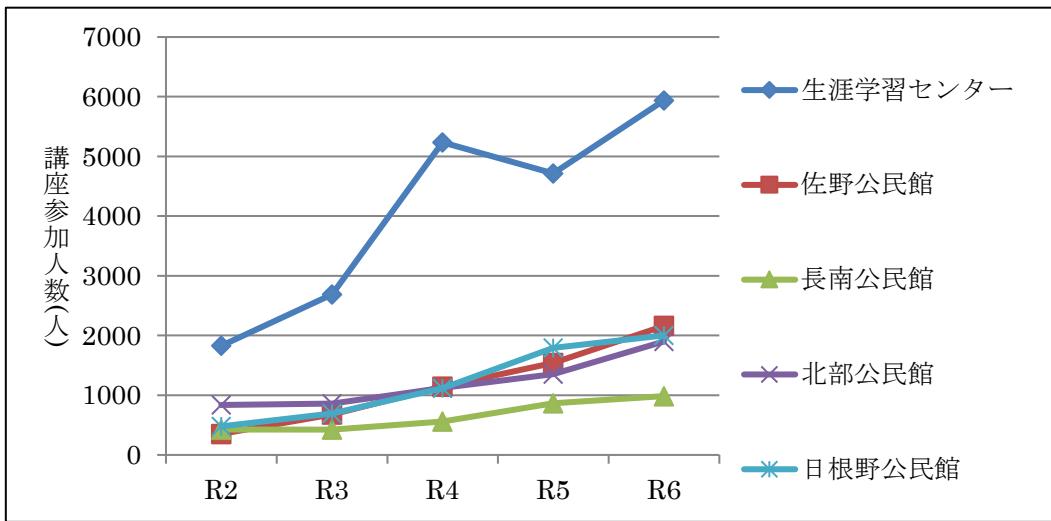
### 講座開催回数

年度	生涯学習センター	佐野公民館	長南公民館	北部公民館	日根野公民館
令和2年度	176	53	65	73	62
令和3年度	197	78	77	95	85
令和4年度	201	81	69	95	93
令和5年度	178	98	77	129	111
令和6年度	192	109	82	163	104



講座参加人数

年度	生涯学習センター	佐野公民館	長南公民館	北部公民館	日根野公民館
令和 2 年度	1,828	353	426	837	479
令和 3 年度	2,686	677	424	862	692
令和 4 年度	5,237	1,142	559	1,124	1,118
令和 5 年度	4,717	1,539	868	1,355	1,793
令和 6 年度	5,939	2,161	985	1,901	2,002



## ○自主的な生涯学習などの状況について

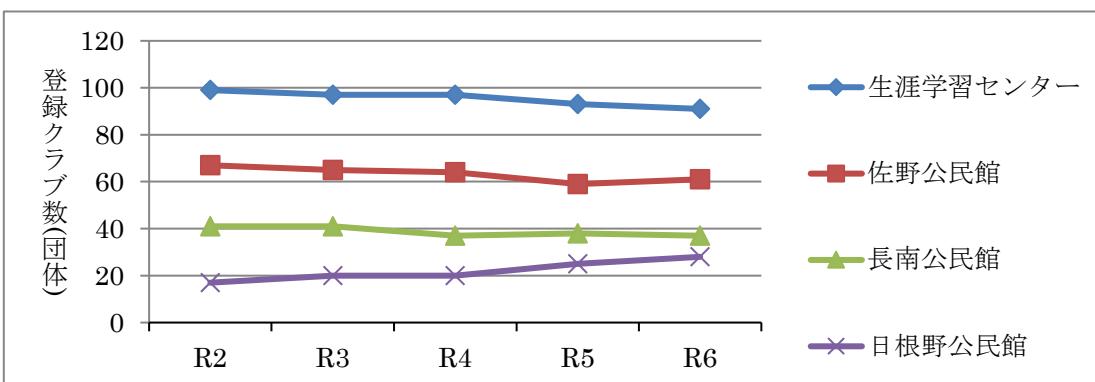
生涯学習は、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであることから、生涯学習センター、各公民館は、市民の主体的な生涯学習の場としてのクラブの充実を図っています。

生涯学習センターや各公民館は、身近な学習拠点であるだけでなく、より多くの人が集い交流する

場、活力ある地域コミュニティ形成の場として、重要な役割を果たすことを期待されています。

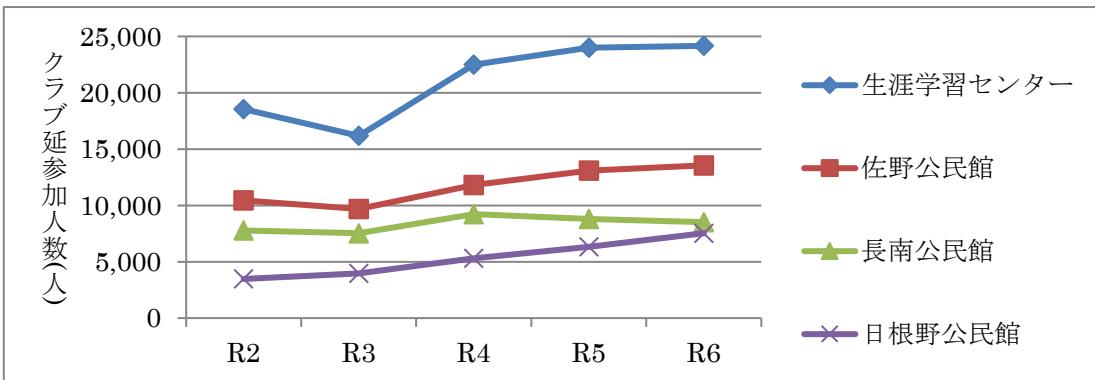
登録クラブ数

年度	生涯学習センター	佐野公民館	長南公民館	日根野公民館
令和 2 年度	99	67	41	17
令和 3 年度	97	65	41	20
令和 4 年度	97	64	37	20
令和 5 年度	93	59	38	25
令和 6 年度	91	61	37	28



クラブ延参加人数

年度	生涯学習センター	佐野公民館	長南公民館	日根野公民館
令和 2 年度	18,552	10,448	7,779	3,475
令和 3 年度	16,173	9,687	7,535	3,967
令和 4 年度	22,504	11,802	9,227	5,307
令和 5 年度	23,996	13,084	8,797	6,136
令和 6 年度	24,163	13,558	8,519	7,535



## ○図書館サービスの充実について

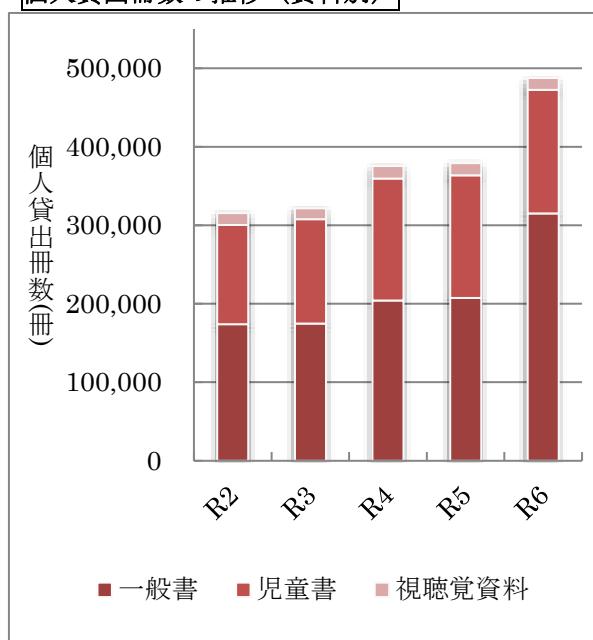
令和3年11月に制定された「泉佐野市民の心と知識を豊かにする読書活動推進条例」の趣旨をふまえ、泉佐野市の図書館は、市民の読書環境を整え、読書による豊かな人づくり、まちづくりに努めてまいりました。

令和3年4月からインターネットに接続したパソコン・スマートフォンなどから時間や場所を気にすることなく、電子書籍を借りて読むことが出来る「いずみさの電子図書館」を開設し、市内の駅やショッピングセンターで予約資料を受け取ることができるロッカーと返却ポストを設置し、利用者の利便性の向上を図ってまいりました。

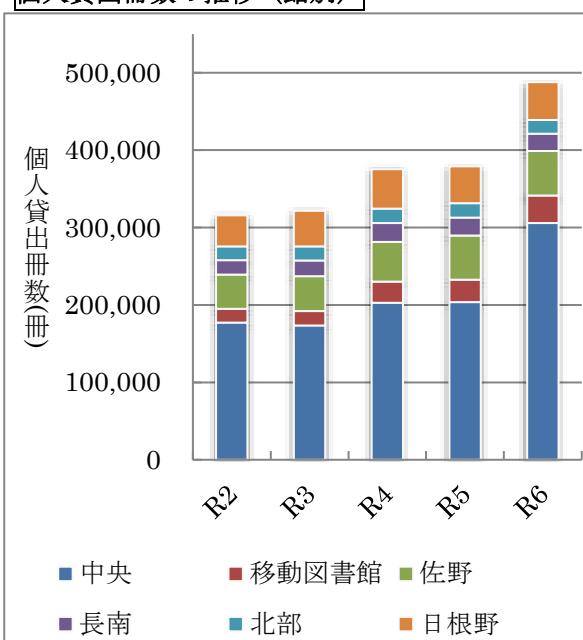
今後も、急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化の中にあって、市民の高度化・多様化するニーズや生涯学習への意欲の支援に務めながら時代に即した図書館サービスの提供に取り組み、さらなる図書館機能の充実と、市民や地域からの情報発信や交流を支える「地域の情報拠点」としての役割を果たすことが課題となっております。

また、こどもたちが豊かな心や生きる力を育むために必要な読書活動の推進を図るため、幼稚園、認定こども園、保育所（園）、学校等との連携を強化しながら、こどもの充実した読書環境の整備にも取り組む必要があります。

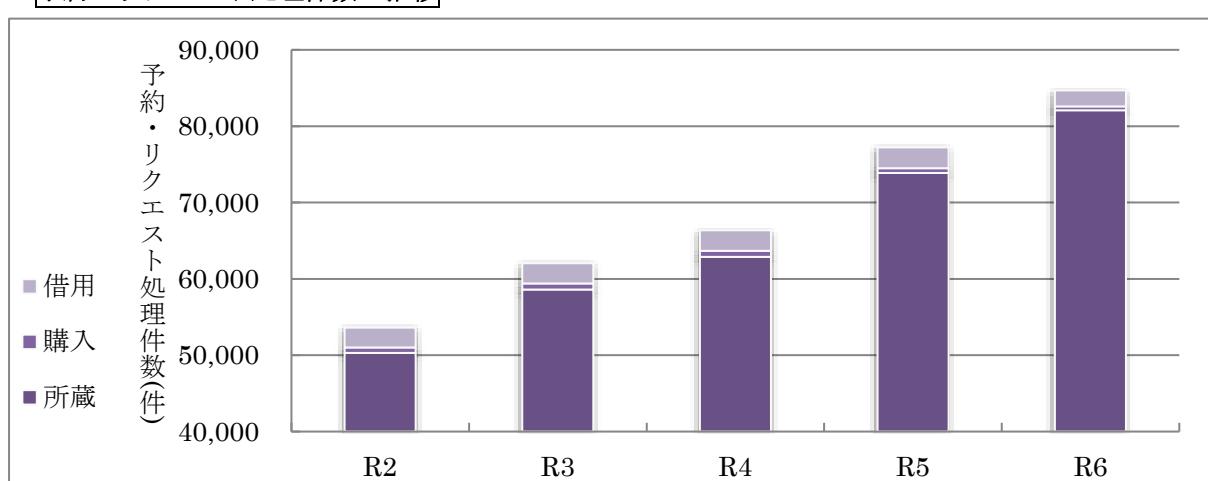
個人貸出冊数の推移（資料別）



個人貸出冊数の推移（館別）



予約・リクエスト処理件数の推移

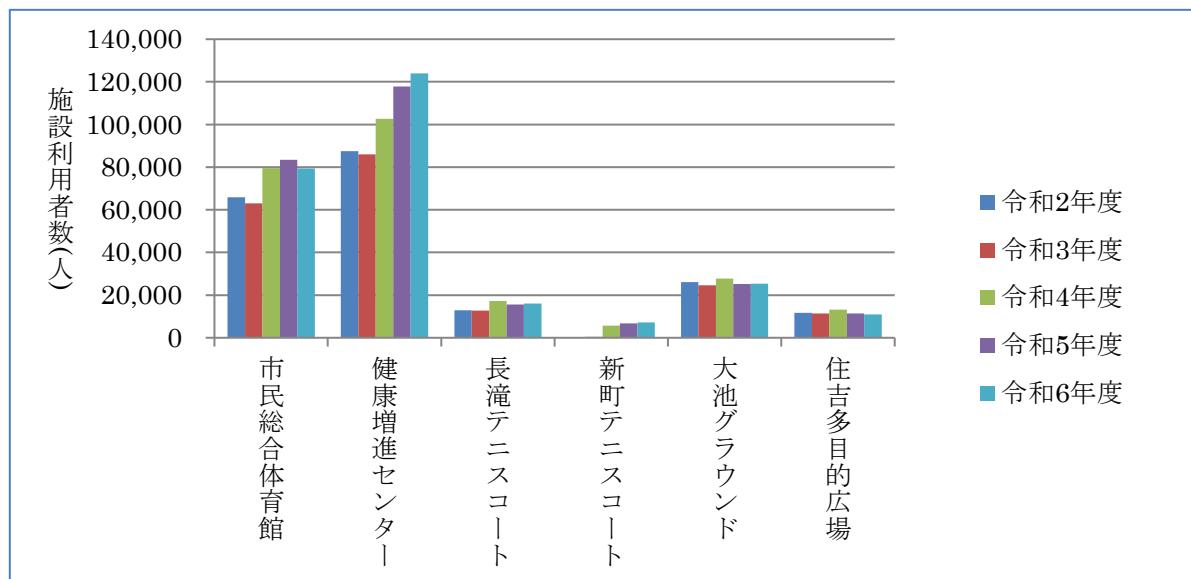


## ○スポーツの実施状況について

### ☆社会体育施設

本市内には、屋内球技や武道など多様なスポーツに利用いただける市民総合体育館や隣接している健康増進センターでは屋内プールやトレーニングルームを設備し、屋外にはテニスコートのほかグラウンドやプールがあります。これらの社会体育施設の利用者数は10年前に比べて大幅に減少していますが、主な要因として人口減少や少子高齢化が考えられます。市民の健康維持増進と安全かつ快適にスポーツを楽しんでいただけるよう、施設環境の整備を図ってまいります。

社会体育施設における施設利用者数の推移



### ☆市民参加型のスポーツ振興

本市には、体育協会・スポーツ少年団・スポーツ推進委員協議会・スポーツリーダー協議会という四つのスポーツ団体があり、本市のスポーツ振興に多大な協力をしていただいているが、これら四団体で実行委員会を組織し、毎年スポーツの日に開催している「スポーツフェスタ泉佐野」は、多種多様なスポーツを体験できるイベントで、大勢の子どもたちや家族連れが参加しています。

また、既に日常からバレーボールやサッカーなど球技の練習や柔道・剣道など武道の稽古に励んでいる市民を対象として 19 種目の市民競技大会を体育協会に委託して開催しています。

その他、スポーツ推進委員協議会では、就学前の子どもと保護者及び小学生を対象として、体を動かすことの楽しさを感じてもらえるような教室を開催しています。

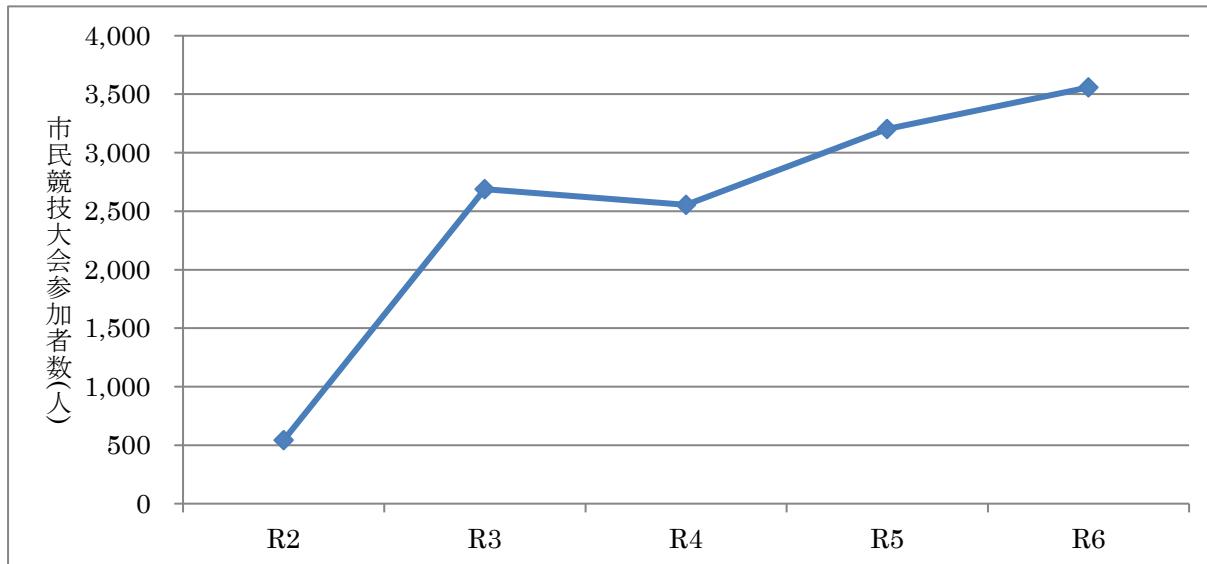
各スポーツ団体と連携をより一層密にし、スポーツ振興に努めてまいります。

また、こども会の活動として、春にはソフトボール、夏にはドッジボールといった親善スポーツ大会を行い、各校区で、減少傾向にある子ども会を盛上げ活発化させ、青少年の健全育成に寄与しております。

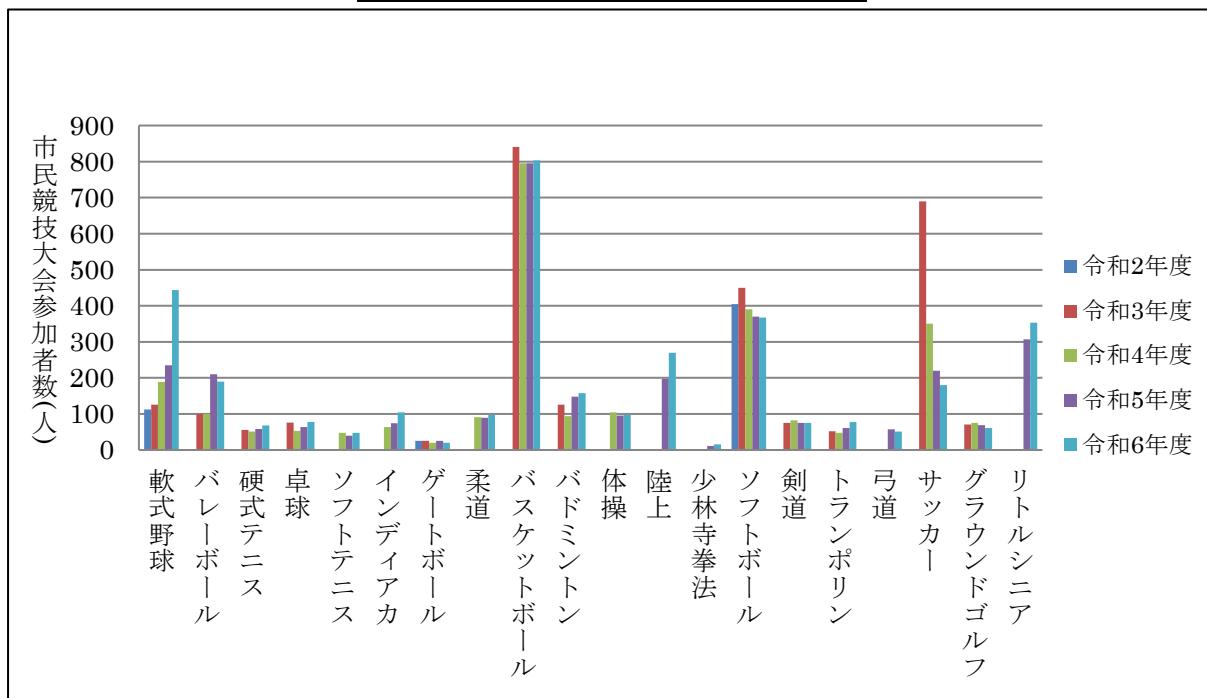
## 市民競技大会の開催種目

軟式野球、バレーボール、硬式テニス、卓球、ソフトテニス、インディアカ、ゲートボール、柔道、バスケットボール、バドミントン、体操・新体操、陸上競技、少林寺拳法、ソフトボール、剣道、トランポリン、弓道、サッカー、グラウンドゴルフ、リトルシニア

市民競技大会参加者数の推移（全種目合計）



市民競技大会参加者数の推移（種目別）



## ○青少年の健全育成について

青少年健全育成団体の自主的活動は活発であり、地域を超えた交流事業も行われています。さらに地元に密着し、また、世界各国との交流などチャンスを与えつつ指導するため、地域の方々をはじめとする理解・協力などの支援が求められています。

## 5. 教育環境

### ○就園・就学の支援について

昨今の長引く経済の低迷により、就園・就学の児童・生徒を持つ保護者の経済的負担は非常に大きくなっています。子どもたちが成長する過程において平等に勉強に励むことができる環境づくりを求められています。

本市では、子どもを小・中学校に就学させる際に経済的に困っている家庭に対して、学用品費や給食費などの就学に関する費用の一部を支援しています。就園児童については、子ども・子育て支援法改正に伴い令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化とともに、市独自の施策として給食費の無償化等を実施しております。また、私立幼稚園において、幼児教育・保育の無償化に伴い終了した就園奨励費補助金受給よりも負担が増えた家庭については、軽減補助金を支給しております。

今後も、家庭の経済状況を的確に把握し、さらなる支援の充実を図ります。

主な支援として、以下の3つがあります。

- (1) 要保護及び要保護児童・生徒への就学援助制度の実施
- (2) 市内の幼稚園・認可保育所・認定こども園に在園する児童の給食費無償化、紙おむつの無償化及び持帰りの廃止、2人目以降の保育料無償化の実施
- (3) 市内の私立幼稚園園児保護者負担軽減補助金の実施

### ○支援を要する子どもたちへの教育相談について

各校では障がいのある子どもを中心にし、すべての子どもがお互いを尊重し、ともに高め合える集団を育てる教育を進めてきました。今後さらに取組みを充実させ、深化させるため、インクルーシブ教育の考え方に基づき、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組みを支援する視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、引き続き適切な指導及び必要な支援を行っていくことが重要です。

あわせて、まわりの子どもたちとの交流、共同学習を積極的に進めることで、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進し、仲間の願いや思いを共感的に受けとめることのできる豊かな感性や、仲間とともに主体的に問題を解決していくこうとする態度等を養い、子どもたちの障がいへの理解を深めることが重要です。そのため、学校の教職員または保護者が、障がいや発達の状況等、子どもの実態を的確に把握し、個々のニーズに応じた指導・支援、環境改善が図れるよう、障がいや発達に関する専門家による訪問・巡回教育相談を行い、学校の支援に努めます。

主な内容としまして、授業等で子どもの観察を行い子どもの障がい、発達に関する相談及び検査や具体的な指導・支援方法に関する相談、アドバイスや実践の検証と評価等を実施し、障がいのある子どもが、一人ひとりの障がいの状況や教育ニーズに応じた教育を受けることができるよう、通常の学級、通級による指導、支援学級等の多様な学びの場を設けます。また、「ともに学び、ともに育つ」教育をより一層推進するため、学びの連続性や学びの場の相互連携を図ります。

## ○教育施設等の整備について

### ☆教育施設の状況

学校施設は、昨今多発する地震や猛烈な台風の襲来などから、子どもたちの命を守るだけではなく、地域住民の避難所として機能しており、その安全性の確保が極めて重要となっております。

本市におきましては、平成 26 年に耐震改修工事を、令和 3 年度に屋内運動場と武道場への空調設備の設置、令和 5 年に学校プールへの緊急時用浄水装置の設置を完了しており、避難所としての機能充実に努めています。

また、普通教室・特別教室へのエアコン設置は完了し、さらなるバリアフリー化やトイレの洋式化など、校舎内外部の改修を行い、様々な教育環境の質的改善に努めています。

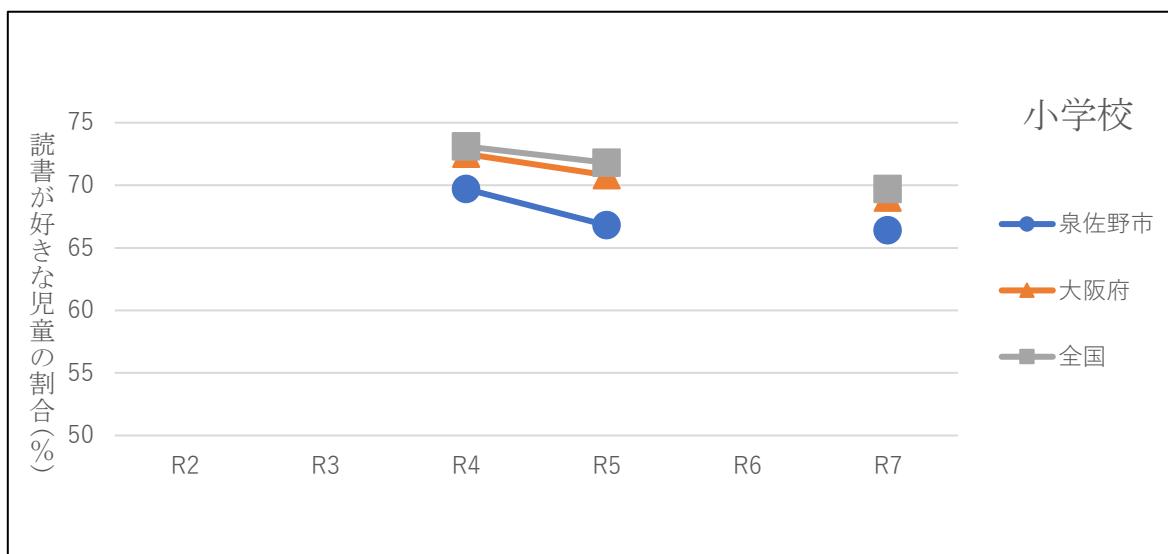
### ☆学校図書館の状況

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年 12 月）に基づく「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月）及び「第 4 次大阪府子ども読書活動推進計画」（令和 3 年 3 月）、「泉佐野市子ども読書活動推進計画」（平成 22 年 3 月）、「泉佐野市民の心と知識を豊にする読書活動推進条例」（令和 3 年 11 月）の趣旨を踏まえ、児童・生徒の読書活動を支援する方策を講じるよう努めるとともに、地域の公共図書館との連携を図っています。

現状といたしまして、全国学力・学習状況調査では、「読書が好きですか」という項目に対して「当てはまる」・「どちらかといえば当てはまる」と回答したのは、小学校で令和 4 年度 69.7%、令和 7 年度 66.4%、中学校で令和 4 年度 59.4%、令和 7 年度 54.3%です。市全体としては小・中学校ともやや減少傾向にあり、まだまだ課題があります。

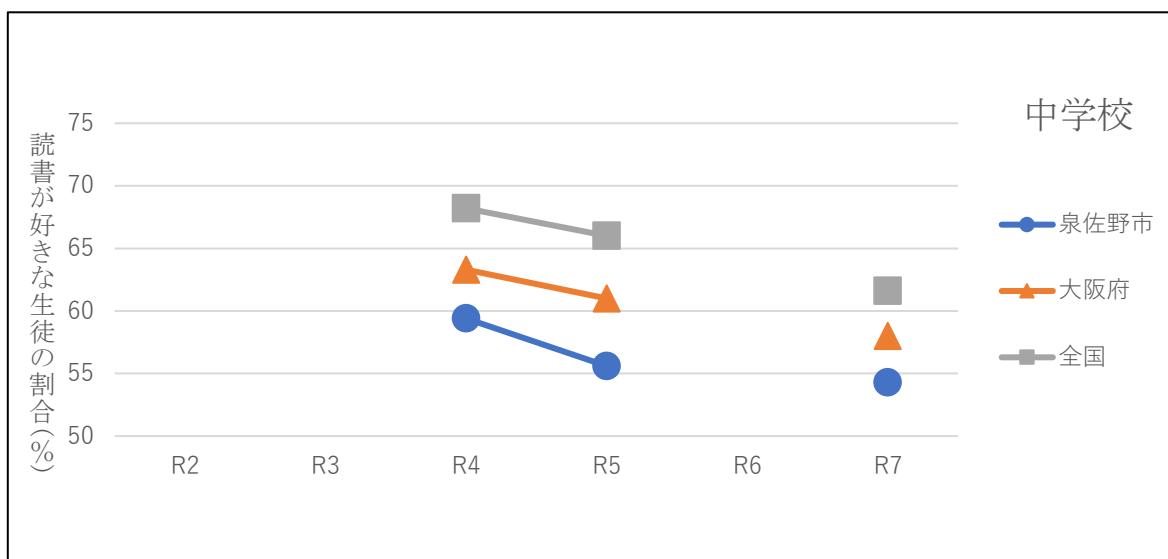
**読書が好きと回答した小学生の割合(全国学力・学習状況調査 児童質問紙より)**

(令和 2 年度は学力調査なし、令和 3・6 年度は該当質問項目なし)



### 読書が好きと回答した中学生の割合(全国学力・学習状況調査 生徒質問紙より)

(令和 2 年度は学力調査なし、令和 3・6 年度は該当質問項目なし)



平成 26 年度より全中学校区に学校図書館司書を配置、令和 6 年度より学校図書館支援センターを開設し、学校図書館間や市立図書館とのネットワーク強化をはかり、児童生徒の学習・読書活動や先生の指導を支える学校図書館の業務が、より円滑に行えるように支援を行っています。

各学校においては、学校図書館司書や担当者が中心となり、中央図書館等と連携し、団体貸出や連絡会を行っています。また、PTA やボランティア団体の協力のもと、読み聞かせや図書整備・児童への貸出業務を行っている学校もあります。「調べ学習」等を通じて学校図書館を利用することで、図書の効果的な活用を推進しています。

さらに、児童・生徒及び保護者にむけて「学校図書だより」等の読書案内を発行し、家庭での読書推進のための啓発を行っています。

令和 4 年度より 4 力年計画で、市内小中学校図書館の整備に着手し、学校図書館所蔵資料の一部（おおむね三分の一）更新と電算システムの導入を進めています。

## 第3章 基本計画の理念と施策の基本方向

令和の時代に入り、知識・情報・技術をめぐる変化の早さは加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的变化が、人間の予測を超えて進展するようになってきています。もはや、衣食住のどれをとっても、日本だけで生活を完結できる時代は去っており、すべての面で「地球共同体」を前提とした生き方が求められます。ましてや、関西国際空港を擁し、「世界に羽ばたく国際都市 泉佐野 一ひとを支え ひとを創り 賑わいを創るー」を標榜する泉佐野市は、この地球上を覆う時代の潮流をしっかりとみつめ、「国際都市」にふさわしい生き方を追求しなければなりません。

本市の教育は、この認識のもとに展開される必要があり、大きな役割と責任を有し、市民の期待に応え得る教育の実現を任務とする教育委員会は、今回の「基本計画」策定に際し、全体を一貫する教育理念として『「主体的に学習に取り組む人材」の育成』を掲げます。

予測困難な時代を生きる上で私たちに求められる力は様々ですが、異なった価値観（異文化）と共生する力は大切です。これから、私たちは常に異文化との共生を経験することになります。そのために異文化理解は重要ですが、それとともに、一人ひとりが自立して「主体的に学習に取り組む態度」を育むことも大切であると考えます。課題意識をもって自己や自己が属する社会や文化を主体的に学習し、外国語などのコミュニケーション能力を養い、プレゼンテーション等によって発信し、相手の考えにも傾聴することで、共生に発展していくと思量します。

学校教育においては、「主体的に学習に取り組む態度」の育成を推進します。「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」ために、「社会に開かれた教育課程」の実現と新しい時代に必要となる資質・能力「生きる力」を育みます。とりわけ、学びに向かう力・人間性等の涵養、生きて働く知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、豊かな心や健やかな体の育成等をめざし、一人ひとりの児童・生徒がそれぞれの夢を持ち、夢を自ら語ることができるよう努力を重ねます。

また、教職員の意欲・資質能力の向上を図るため、「教職員の評価・育成システム」を円滑に実施するとともに、教職員を組織的、継続的に育成するため、研修内容や指導体制の充実を図ります。その際、各教職員が「自己の教育に対する考え方と実践」をきちんと説明できるよう指導します。

社会教育においては、高齢化の進行、人口の減少、女性の社会進出の進展などの社会情勢の変動を住民が理解し、地球上に生きる一人の人間として諸課題解決への主体的能力を身に付けるため、生涯学習センターや公民館などにおいて、グローバル化を基本に置いた男女共同参画の促進、環境保全、地域防災・安全推進などをとおして、暮らしや仕事の課題解決を支援します。

また、「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の主旨を踏まえ、すべての市民が豊かな人権意識を身に付けるよう支援します。日本における人権問題を理解し、異文化の中の人権をも学習する機会を提供する必要があります。令和7年度より外国にルーツをもつ次年度入学予定の就学前児童を対象に、入学した小学校で戸惑うことなく小学校生活に早期対応できるよう、就学前日本語教室「こどもにほんごきょうしつ」を実施しています。

未来からの宝物である子どもは、「かけがえのない存在」であり、その健やかな成長こそ、明日の社会の希望です。子どもが安心して学び、育つことができる環境をつくることは我々大人の責務であると考えます。しかし、今日学校内外における子どもをめぐる事故や犯罪が深刻化していると言わざるをえません。安全体制の確認と地域ぐるみで子どもを守る意識を高めることを目的として、学校・家庭・地域・行政が連携を推進します。

さらに、「本市PTA連絡協議会」「本市こども会育成連合会」などの社会教育関係団体に対し引き続き支援します。

## 2. 施策の基本方向

### ○「主体的に学習に取り組む態度」の育成

本市では、平成21年度より「いざみさの教育文化運動」を展開してまいりましたが、令和の時代に入り、学力の二極化、貧困等の格差の問題、SNS等に起因するトラブル等、社会の課題や学校の課題の変化に伴い、児童生徒や教職員の課題も多様化・複雑化してきています。

将来の予測が困難な複雑で変化の激しい社会や、グローバル化が進展する社会を生き抜く人材の育成が非常に大切であり、児童生徒が様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力を身につけることが重要です。学校の教育活動の中心である学習指導においては、学習指導要領に示された共通に指導すべき基礎的・基本的な学習内容についての確実な定着を図るとともに、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等を養うため、地域や児童生徒の実態をふまえた特色ある教育に取り組みます。

そのためには児童生徒が、未来を自ら切り拓く力を育むことを重視する必要があり、児童生徒一人ひとりが持つ知的探究心を尊重し、与えられた知識を習得するだけでなく、自ら課題を見つけ、深く考え、表現する力を育む学習指導を、小中9年間を通して推進します。各学校においては、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、資質・能力の育成に重点的に取り組みます。

- (1) 基礎的・基本的な学習内容の確実な定着と、主体的に学び考える力などの「確かな学力」の育成を図るとともに、児童生徒の能力・適正、興味・関心や進路希望に応じた、特色ある教育課程の編成に努め、一人ひとりの個性の伸長を図ります。また、土曜授業を活用する等、「社会に開かれた教育課程」の編成に努めるとともに授業のあり方について研究・研修を進め、社会や児童生徒の変化に柔軟に対応できる実践的な指導力を高め、魅力ある授業づくりに努めます。
- (2) 年間の授業日数や学校行事等の時間を考慮し、土曜授業を実施する等、学校教育法施行規則の別表に定められている各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の年間標準授業時数が適切に確保され、ゆとりをもって教育活動を行うよう努めます。

- (3) 児童生徒の学力の実態を把握するよう努め、個別最適な学びと協働的な学びをさらに充実させ、知識・技能の習得および、論理的思考力、多角的視点から物事を捉える判断力、自分の考えを明確に伝える表現力といった、現代社会で求められる思考力・判断力・表現力等の資質・能力を総合的に育成することを目指します。
- (4) すべての児童生徒の学力向上を図るため、指導方法の工夫改善定数を活用した少人数・習熟度別指導の実施し、児童生徒の学習状況のていねいな把握に努め、状況に応じた指導方法や指導形態を検討して実施します。  
また、教科担任制の推進にあたっては、担当教員の専門性を活かして、「個別最適な学び」と、「協働的な学び」を一体的に充実させていくための指導計画や授業づくりを推進します。
- (5) 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の理念を教育活動の基盤に据え、共生社会の形成に向けた基盤づくりを推進します。また、一人ひとりの教育的ニーズを専門的な知見に基づき多角的な視点から的確に把握し、個々の特性や発達の段階に応じた「合理的配慮」の提供と、その持てる力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための資質・能力を育む指導・支援の充実を図ります。
- (6) I C T を活用した教育活動については、情報の収集・整理・分析・表現・発信等を行うことができる情報活用能力を高め、情報手段の基本的な操作の習得や情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等の育成を図るとともに、より一層児童生徒を中心とした学びに転換することにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を進めます。また、子どもたちが情報を客観的に捉え、適切に使いこなす力を育むため、情報モラル教育、優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的としたデジタル・シティズンシップ教育を進めます。
- (7) 各中学校区でめざす子ども像を共有し、多岐にわたり小中一貫教育を行っています。義務教育 9 年間を見通した教育課程を各校区で編成し、小中一貫して児童・生徒を見守り、主体的に行動する子どもたちを育成します。各校区の取組み等を交流し、市全体として小中一貫教育のさらなる充実を図ります。
- (8) 「総合的な学習の時間」については、泉佐野市「子どもの主張コンクール」を活用し、探究的な見方・考え方を働きかせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えることができるようになるとともに、協働的な学びの中で、自ら問いを立て、情報を収集・分析し、議論を通じて多角的に考察することができる力の育成をめざします。

- (9) 小学校外国語活動・外国語では、外国語を通じて、言語や文化に対して体験的に理解を深め、外国語による「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動を通して、主体的にコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成をめざします。また、中学校外国語（英語）では、各中学校で定める「CAN-DO リスト」等を活用し、明確な達成目標のもと、英語の4技能をバランスよく指導します。小中学校での連携を積極的に図るとともに、小中学校でALTを活用しながら、外国語の音声や基本的な表現に十分に慣れ親しむ授業を進めます。
- (10) 中学生部活動については、生徒がより充実したスポーツ・文化活動ができるよう、地域や学校の実態に応じて、他校や地域と連携した活動、部活動指導員の配置、拠点校での活動、指導の外部委託等を段階的に進め、持続可能な活動を行います。
- (11) スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する部活動については、生徒の育成に関して重要な要因になると捉え、地域や学校の実態に応じて、他校や地域と連携した活動、外部指導者や部活動指導員の導入などで持続可能な活動を行います。
- (12) 国際化が進展する中にあって、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や、自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成及び国際協調の精神を培うなど、国際理解教育の充実に努めます。
- (13) 児童生徒に環境保全、自然保護など人間の環境とのかかわりについての認識を深め、望ましい環境観を身に付けさせるなど、環境教育を推進し、児童生徒が主体的に地球規模で生じている環境問題について考え、環境の保全やよりよい環境の創造に向けて、身近なところから具体的に実践する態度を身に付けさせるよう努めます。
- (14) 児童生徒が障がい者や高齢者との出会いや体験学習を通じて、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感し、福祉の意味や役割についての理解を深めることができるよう、教育活動全体での福祉教育の推進に努めます。
- (15) 読書活動については、児童生徒の豊かな感性や思いやりの心が育まれるよう、すべての児童生徒に「泉佐野こども読書通帳」を配布しその活用を促すほか、学校司書による読書に親しむことができる環境づくりに努め、学校図書館の充実を進めます。また、ICTを活用した教育活動の一環として「電子図書」との連携を図ります。

## ○人権教育について

人々の生活様式の変化がもたらした家庭や地域社会の人間関係の希薄化は、教育にとっても大きな課題となっています。人は周囲の人や社会に自らはたらきかけ、そこからはたらき返さ

れるという経験を積みながら自分なりの生き方を学んでいきます。多様な考え方や経験を持つ人間同士の関わりがあるこそ、人としての豊かな人間性や社会性が培われていくのです。本市は、様々な文化や多様な価値観を持つ人々が共生しています。その多様さを本市の良さとして活かすためにも、家庭や地域社会の人と人との関係を今一度問い合わせし、それぞれの強い信頼関係を築き上げながら教育活動を展開していくことが重要だと考えています。身近な地域社会の人と人とを繋ぐ力を見直し、互いに認め合い、かかわり合い、支え合いながら学ぶことができる環境のもとで、子ども一人ひとりが個性と可能性を伸ばし、若者や大人になっても心身ともに健康で自立した個人として成長し続けることを期待するものです。

自分の存在を認め、また、他者の存在を尊重するような「豊かな心」を育むために、人権・同和教育の充実は不可欠です。そのため、子どもたちを導く立場である教職員の豊かな人権感覚の高揚が求められます。そこで、各学校での取組みの推進のほか、行政施策としても、教職員の人権についての認識を深め、人権を尊重した教育実践を推進するなど、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人等に対する偏見や差別など、あらゆる差別をなくすための取組みを進めます。

今、時代に翻弄されることのない確かな人づくりが求められています。社会の変化に柔軟に対応しつつも、未来に向けた自らの夢と志を持ち、目標の実現に向かって着実に努力していく人の育成です。このようなたくましさをもった人を育てるためには、生きるために強い心や他人を思いやる優しい心など豊かな人間性もバランスよく育んでいく必要があります。また、一人でできることは限られています。周囲の人や社会に自らはたらきかけるという経験を積み重ねていき、人と人との繋がりの中で共に生きながら、人としての生き方を学んでいく力も大事になります。

そのためには、様々な人権課題に積極的に取り組むことができるよう、その重要性について発信し、各校へ情報を提供します。学校では校内での研究授業等でとりあげ、教職員全体でそれぞれの人権課題について考え、新しい学習・教材の開発に努めます。また、関係諸機関と連携することで理解を深め、保護者・地域への啓発活動が行えるように総合的に支援し、個々のニーズに応じた指導・支援のための環境改善等に努めます。帰国・渡日児童生徒への学習言語の獲得のためには通訳や日本語指導の充実を図り、ルーツのある子どもの保護者などと連携し、国際理解を深める学習を進め、子どもたちの肯定的な国際感覚を育成します。

また、すべての人が国籍・年齢を問わず義務教育を受けることができる機会を保障します。教職員の配置には年代層のバランスを考慮し、教職員を繋ぐための研修を実施することで、これまでの人権教育を継承し、さらに発展させ、教職員の人権意識を高め次の世代へと繋ぐよう努めます。

## ○学校・家庭・地域の連携について

「主体的に学習に取り組む態度」を身につけた子どもを育てる取組みを進めるため、教師の実践的指導力の育成・向上を通じて、学校教育の経営体制の整備を図ります。併せて、学校・家庭・地域が連携・協働し、一体的に子どもたちの教育の充実を進めるため、家庭・地域の教育力向上を促進します。各学校においてはPTAや学校協議会を通じた連携の取組みが進められています。

このような取組みを支援するため、行政施策としては、PTA や学校協議会に対する支援や、いわゆる「小1プロブレム」の解消に向け、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校の連携を推進します。また、地域コミュニティ及び幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校・中学校の連携した取組みを進め、「地域教育協議会（すこやかネット）」のこれまでの成果をふまえ、地域のさまざまな人びとが、子どもの育成のために力を出し合う「協働」の関係を発展させ、地域社会のなかで子どもを育てる教育コミュニティづくりを一層推進します。

加えて、学校運営や学校の課題に対して、より広く保護者や地域の方々が参画できるよう「コミュニティ・スクール（学校運営協議会）」の設置導入に向けて研究を進めるとともに、小中一貫教育の取り組みを推進し、こ・小・中が連携し各校区の地域性や特色を活かした「地域とともににある学校」づくりをめざします。

併せて、各家庭における食事や睡眠時間などの基本的生活習慣の重要性を呼びかけるなど、家庭への啓発活動を進めます。さらに、児童虐待防止の視点から、関係機関と連携した取組みを進めます。

#### (1) 家庭の役割

すべての教育の出発点は家庭です。家庭は、家族の愛情によって結ばれた安らぎの場であると同時に、子どもが成長し大人になっていく最大の学習の場です。家族の言葉遣いや立ち居振る舞いのすべてが手本となります。

子どもたちは、家族の絆の中で、大きな愛情を与えられることにより「自分は必要な存在である」と感じることができます。乳幼児期から青少年期を通して、子どもの心に「自己肯定感」を育むことは家庭の大きな役割であると考えます。

また、家庭は子どもが、基本的な生活習慣や自立心、自制心、人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観を身につける場であるとともに、主体的に学ぶ意欲や可能性を引き出す基礎作りの場です。

#### (2) 地域の役割

地域は、子どもたちが家庭や学校等における限定された人間関係から一歩踏み出し、様々な人や集団と関わり、自然や優れた芸術・文化に直接触れ、体験をすることができる場です。様々な役割を持つ異なる年齢層の人と出会い、地域で活動を行うことで、自分に自信がつき、社会性を一層発展させることができます。

子どもが目的を持って学んでいくためには、地域の中に目標とする大人がいることが大事なきっかけになります。

また、地域の一人ひとりが「子どもは地域全体で見守り、育てる」との意識を持ち、自らが子どもの手本となる行動を示すとともに、家庭や学校等が行う教育に対して積極的に支援することが地域の大きな役割です。

一人ひとりの持つ能力を活かし、共に学び合い、支え合うことができるよう地域の人材を育成・活用して多様な教育活動や生涯学習を開拓していくとともに、学校・家庭・地域の連携体制を強化し一体となって、地域や学校等で発生する様々な問題の解決に向けて取り組みます。

### (3) 学校の役割

学校は、子どもたちが社会で自立してよりよい社会の創り手になるとともに、幸せで豊かな人生を築いていくために必要な確かな学力や豊かな人間性、健やかな心身をバランスよく育成する役割を担っています。

基礎学力の定着をさせるのみならず、すべての子どもたちの可能性を引き出すため個別最適な学びで協働的な学びを一体的に充実させることにより、生きて働く知識や技能を習得するとともに、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等を育成していきます。

また、学校は仲間と協力したり、ルールを守ったりしながら、社会性を育むための重要な場でもあります。様々な個性のある子どもたちがともに学ぶことで、多様性を認めあい、尊重する心を育みます。

さらに、就学前機関から中学校卒業後の進路まで長期的な視点を踏まえた小中連携をより一層強化し、関係機関と密に連携を図ります。

そして、学校・家庭・地域が一体となって取り組みを進めることで教育の質を高め、子どもたちの可能性を最大限に引き出せるようにするとともに、子どもたちが安全で安心して学び、育つ場を提供していきます。

## ○教育環境の整備について

学校施設は、子どもたちが集い、生き生きと学び、生活をする場であり、また、地域住民にとって生涯にわたる学習、文化、及びスポーツなどの活動の場であり、非常災害時には地域防災拠点のとしての重要な役割を果たすものとされております。これらの活動にふさわしい学校施設環境を整えるよう安全で安心な教育環境の整備に努めます。

## ○学校図書館の充実について

児童生徒が主体的に学校図書館を活用できるよう多様な読書活動を推進し図書館教育の充実を図ります。そのため、分類による蔵書バランスに配慮し、蔵書の充実を図り、図書の配置や室内のレイアウトを工夫し、図書の紹介や利用の仕方などの啓発に努めるとともに、小中学校における図書貸出数や図書館利用数などの調査を実施し、学校図書館の利用促進の把握に努めます。

また、児童生徒の豊かな感性や思いやりの心が育まれるよう、すべての児童生徒に「泉佐野こども読書通帳」を配布し、その活用を促すほか、学校図書館支援センターによる、学校図書館相互や市立図書館とのネットワークを発展させ、全小中学校図書館に電算システムを導入して環境整備に努めてまいります。また、デジタル社会に対応した教育活動の一環として「電子図書」との連携を図っていきます。

さらに、家庭での読書を推進するため、「学校図書館だより」などで推薦本の紹介や読書の重要性について保護者への啓発を継続して行います。

## ○社会教育の充実について

デジタル化が進行し、新しく出現する知識や技術がめざましく取り入れられる現代社会のな

かで、青少年期の教育機会だけでは間に合わず、新しい価値観や生活様式を学ぶための、大人たちの学習機会の需要が高まっています。

また、合理的な生活と時間に追われる生活への反省や、人間らしさの高まりの欲求から、生涯学習に生きがいを求めることや、地域社会の連帯感の希薄化から、人間と人間との関係を回復するために、生涯学習の場にそれを求める気運も高まっています。

このように、多種多様化する生涯学習の拠点として、生涯学習センター、各公民館は地域の学習課題やニーズを把握し、時の需要に適応した講座の実施、ボランティア講師の活用、各施設登録クラブによる世代間交流をふんだんに事業を実施します。

また、クラブの育成や支援を行い、市民企画講座の充実・発展を図り、利用者や市民の学習機会の充実を図り、学習活動の支援を行ってまいります。

## ○歴史館いづみさのについて

令和8年度からは生活産業部に移管されることもあり、観光・農林水産・環境と連携を行うとともに、引き続き学校教育や生涯学習センターの事業（講座等）等と連携しながら、市民に対する学習機会の提供を行い、本市の歴史や文化に関する市民意識の向上と関心を高め、大学や研究機関などの他機関とも連携することにより博物館資料の情報共有を行います。

また、古文書資料、美術資料・民具・郷土芸能などの貴重な博物館資料の収集を行い、それらの活用を通じて、市民の学習機会を提供します。

さらには、3つの日本遺産のストーリーを啓発するガイダンス施設としての機能の充実を図り、社会教育分野も含めて地域活性化、賑わいづくりに努めてまいります。

## ○図書館について

図書館は、市民が考え、学び、自分で決定していくための資料・情報を収集・保存し、無料で提供することにより、市民の知的自由を公的に保障するという役割を担っています。

市民の求める資料・情報を提供するために、図書館では電子書籍をはじめ、多種多様な資料を豊富にバランスよく収集し、大人、子ども、高齢者、障がい者、在住外国人などあらゆる人々の要求に応じたきめ細かなサービスを提供し、市民の幅広い図書館利用の促進に努めます。

図書館は貸出だけでなく利用者が求める情報内容を、素早く的確に把握して提供していくレンズ（参考調査）サービスのより一層の向上に努め、より質の高いサービスができるよう、職員一人ひとりが図書館サービスの意義と機能を理解し、資質を高める研修に取り組むことに努めます。

図書館は、基本的なサービスを充実することで、個人の自立と住みよい地域社会の発展に貢献し、地域の人材を育む社会基盤となります。そして、市民が必要とする情報を提供するとともに情報活用能力を育成し、市民の情報格差（デジタルデバイド）の解消に積極的な役割を果たすとともに、学校園と連携し、資料・情報の提供を行い、子どものための読書環境の整備や読み聞かせ等の事業の充実にも努めます。

市民の読書活動を支援するために、ボランティア団体やその他読書活動諸団体との連携を深め、市民にとって利用しやすく心地よい居場所としての図書館づくりのための様々な活動に取り組みます。

## ○文化財の保存と継承について

市内文化財は、地域特有の歴史文化に育まれ、地域の人々によって継承されてきた貴重な財産であり、市民に対して文化財情報を発信し、また積極的に触れ合う機会を設けることによって、郷土への愛着や文化財への正しい理解が深まるものと考えています。

令和元年以降は、日本遺産日根荘・葛城修験・北前船の3つのストーリーが文化庁に認定されたことで、ストーリーを活かした具体的な事業推進が求められています。

令和3年7月には、文化庁に提出した「泉佐野市文化財保存活用地域計画」の認定を受け、個別の文化財保護だけでなく、様々な主体が参画してコミュニティの維持につながるものとして歴史文化資源を一体的に保存・活用していくことを計画的に位置づけています。

特に、史跡日根荘遺跡、日根荘大木の農村景観をはじめ泉佐野市を代表する歴史文化資源は、長期計画の中で、将来、史跡整備や大木地区の文化的景観の保全を推進するために、地域の理解と協力の中で推進していきます。

なお、令和8年度からは生活産業部文化財課として多くの方々に知っていただけるために、市のウェブサイト、刊行物の発行、説明板の設置、講演会、現地見学会、展示会の実施、地域へのワークショップや子どもたちの歴史学習など様々な世代に向けて文化財のあらゆる情報発信を行っていきます。

## ○スポーツ振興について

小中学校でスポーツ大使との交流や本市出身の現役アスリートが出場する試合の現地観戦、トップアスリートの講演、市民参加型のスポーツフェスタ泉佐野など、多種多様な取り組みによりスポーツに関心をもつきっかけづくりに務めてまいります。

また、障がいのある人を対象として軽スポーツやプールでの運動を主とした教室のほか、スポーツリーダー協議会の協力のもと高齢者が多数参加する市民健康ハイキングの開催など、誰もがスポーツや運動に親しみながら健康維持増進につながるような取り組みを行ってまいります。

## ○青少年健全育成について

市内の青少年健全育成団体の自主的活動を支援し、地域との連携を進め、多様な青少年活動に対応できる人材の育成に努めます。また、各施設での青少年の居場所づくりを推進します。

青少年の健全育成には、学校との連携を密にする必要があります。青少年指導員は、中学校区単位で活動しており、校区単位の事務局が各中学校に設置されているため、各中学校の生徒指導主事と日常的に連絡がとれる状況にあり、府下でも最も連携がすんでいる地域といえます。こうした利点を今後ともより一層生かしていきたいと考えています。

また、学校連携と共に青少年健全育成に関わる警察との連携も中学校を通じて積極的に行います。少年非行の未然防止の観点から夜間巡回パトロールでの声掛けや青少年の実態を把握し、必要に応じて関係機関との連携を促す活動を進めていきます。

## 第4章 施策の展開

今後5年間に取り組むべき施策の具体的な内容

### (1) 学力・体力の向上を図ります

本市では、府より配置される指導方法の工夫改善定数加配を活用した少人数・習熟度別指導および小学校における教科担任制を推進するとともに、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、課題のある小学校への支援策として、「学力向上アドバイザー」の配置を行っています。また、市域全体の学力的課題の解決に向けて、「学力支援コーディネーター」を配置し、教職員研修も含めて学校と連携しながら、学力向上への取組みを進めています。さらに、子どもたちの自学・自習力育成のため、「泉佐野まなびんぐサポート事業」として、全小中学校に放課後学習支援スタッフの配置、課題のある小学校に算数科における学習支援センターの配置を行っています。

また、平成28年度から市内全小学校3・4年生で、平成29年度からは3・4・5・6年生で35人以下の少人数学級を実施するための市費講師を配置し、学力・生活等の個別の教育課題に対し、よりきめ細かく対応しています。令和元年度からは佐野台小学校で体力向上推進のために体育専科としてコーディネーターを配置し、引き続き取り組みを進めています。

学校体育活動においては、運動の特性を生かし、できることの楽しさを味わえる授業を展開するように、体づくり運動を見直し、基本的な運動能力の育成に努めます。また、「する・みる・支える・知る」といった活動を通して、子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現できるよう、小学校ではトップアスリートとの出会いの場を適切に設定し、中学校においては、部活動指導員を各校に配置・増員することで、より専門的で適切な指導を行い、子どもたちが主体的にスポーツと関わることができる環境を整えます。

保健分野においては、健康であることが生涯において重要であることを念頭に、子どもたちが保健・体育の授業を通じて健康・安全について理解することにより、自他の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、それらを筋道立てて他者に表現できるようになることをめざします。

そのために、授業において子どもたちの状況に応じた目標を適切に設定することで、課題に向き合い、達成できるようになることを支援します。

さらに、運動が学校だけで終わらず、家庭・地域に帰っても行われるような動機づけをすることで、子どもたちの運動習慣が定着するよう、地域と連携した支援を行います。

これらのことを実現し、5年間で泉佐野市の子どもたちの体力を全国平均まで引き上げるため、教職員研修や体育主任会を実施するとともに、大阪体育大学等と連携し、ボランティア学生を募り学校支援を行います。

#### <指標>

- ・全国学力・学習状況調査の結果  
令和 6 年度：全国平均以下 → 令和 12 年度：全国平均
- ・全国体力・運動能力調査の結果  
令和 6 年度：全国平均以下 → 令和 12 年度：全国平均

### (2) 道徳教育を充実します

平成 27 年 3 月学習指導要領の一部改正により、小学校は平成 30 年度から、中学校は令和元年度から「特別の教科道徳」（道徳科）が実施されています。

各小・中学校においては、道徳教育推進教師を中心として、道徳教育を充実するための体制づくりを図ります。学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳教育の全体計画と道徳科の年間指導計画を作成し、道徳科の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。また、小・中学校が連携し、発達段階に応じて小学校から中学校までの内容の体系性を高めていきます。

そこで、道徳教育推進教師向けの連絡会議や研修会をさらに充実させ、道徳教育推進教師の資質向上を図ります。また、校内道徳授業研究を充実させ、様々な価値観について、子どもたちが多面的、多角的視点で「考え、議論する道徳」への質的転換を図っていきます。

また、「本市道徳教育振興条例」（平成 27 年 9 月施行）の基本理念に基づき、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るために、全学級での授業公開を積極的に行います。子どもたちが、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることができるよう、道徳教育を充実させ、子どもたちの豊かな人間性をはぐくんでいきます。

#### <指標>

- ・「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」と答える児童生徒の割合  
令和 6 年度：全国平均以下 → 令和 12 年度：全国平均

### (3) 人権教育の推進に努めます

「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」（平成 5 年 12 月）が令和 5 年に 30 年ぶりに改正されました。これを追い風とし、これまでの同和教育の役割と成果をふまえつつ、「人権教育基本方針及び人権教育の基本的推進方向」（平成 12 年 6 月）の理念のもと、より一層の人権教育の推進に努めます。その際、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」をふまえ、子どもや地域の実態に応じて効果的に人権教育を推進するために校内の推進体制をさらに充実させ、家庭・地域との連携を深め、その教育力を活用するとともに、家庭・地域社会の人権意識の高揚を目指します。

人権教育を推進するために、まずは、子どもや地域の実態を把握し、人権教育の課題を明らかにします。子どもが豊かな人権感覚を身につけることができるよう、各校において人権教育の全体計画及び年間計画を作成するとともに、授業内容の工夫改善を図る研究を推進し、全教職員が一致協力して実践していく学校内の推進体制の整備を進め、人権教育の一層の充実を図ります。

さらに、人権教育の先進校に学ぶとともに、中学校区を中心にこども園・小学校・中学校での実践交流に努め、こ小中の一貫した人権教育を推進していきます。また、中学校においては高等学校との連携を一層深めていきます。

校種間連携だけではなく、家庭・地域との連携を深め、その教育力を活用するとともに、家庭・地域社会の人権意識の高揚に努めます。また、人権啓発委員会を組織するなど、各校のPTA組織としても、人権啓発活動を積極的に進めていきます。

また、市主催の管理職を対象とした校園長人権教育研修や教頭人権教育研修、新任・転任者を対象とした新転任人権教育研修、全教職員を対象とした人権教育研修講座等の教職員研修を継続的に実施するとともに、府教育センター等の研修についても情報提供を行い、教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めます。

併せて、インターネット上の書き込み等による人権問題など、新たな課題に対応するための指導内容や方法に関する研修や、児童虐待に対するための研修の一層の充実を図ります。

さらに、佐野中学校夜間学級にて、様々な理由で十分な義務教育を受けることができなかつた人の学ぶ機会を保障します。

#### ＜指標＞

- ・校内で人権教育の取組み発表などを行った学校数

令和6年度：小学校 11校	→	令和12年度：小学校 13校
中学校 4校		中学校 5校

## (4) 英語教育を推進します

国際化・グローバル化が進み、物事を地球規模で判断したり解決したりしなければならない時代となりました。国際社会をたくましく豊かに生きるために、そして関西国際空港の玄関都市として、外国の人々と進んでコミュニケーションを図るなどの、主体的に行動する力を育むことが必要となります。また、公共施設等の案内板の外国語表記が進められるなど、地域の中で共に暮らす外国人に生活に必要な情報を伝えなければならない時もあります。

児童生徒の「コミュニケーション力」の育成を図るために、全小・中学校において、外国語指導助手（Assistant Language Teacher）を派遣し、英語教育を推進します。また、府の加配である小学校英語専科指導教員を充実させ、小学校外国語活動・外国語科における指導力の向上を図ります。

各学校では、外国語による言語活動を通して、人とかかわり合う楽しさや自分を表現することの喜び、言語及び文化への興味・関心を高め、より広い世界を知る感動等を児童生

徒に味わわせる実践に努めています。今後も、外国語担当者連絡会を開催し、教員の指導力向上に努めるとともに、積極的に小中連携を図り、小学校3年生から中学校3年生までの7か年を見据えた指導及び創意工夫を生かした外国語教育を推進していきます。

<指標>

- CEFR A1 レベル相当以上の英語力を有すると思われる中学校3年生の割合  
令和6年度：48.0% → 令和12年度：60%

## (5) 日本の文化・伝統を継承します

日本の文化・伝統は、長い歴史の中で先人が創り上げ、大切に守り伝えてきた生活の知恵や価値観の積み重ねです。これらを学び、我が国や郷土への愛着を深めることは、自分が社会の一員であるという自覚をもつことにつながります。

現代及び未来のグローバル化する社会の中で、我が国の文化・伝統を知り、大切にする姿勢は、異なる文化・伝統を持つ相手を尊重し、信頼関係を築くための基盤となります。

また、茶道や華道、武道などの文化・伝統を体験的に学ぶことは、礼儀作法を身に付けるだけでなく、相手を思いやる心、おもてなしの心や豊かな感性を育む貴重な機会となります。

各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等で、教科横断的に学習を行う中で、茶道、華道、武道等を体験的に学ぶ機会、文楽・能楽、和楽器等の伝統芸能を鑑賞する機会、郷土に継承されている年中行事や祭礼等に親しむ機会等を創出していきます。

さらに、我が国や郷土の文化・伝統に誇りをもち、それを継承する意義を感じ発展させる意欲を育みます。

<指標>

- 総合的な学習の時間において探求課題に「伝統文化」を設定している学校数  
令和6年度：小学校10校 → 令和12年度：小学校13校  
中学校2校 中学校5校

## (6) 小中一貫教育を推進します

長年、児童生徒を取り巻く大きな課題であった「小中ギャップ」を緩和するため、本市では、令和元年11月8日に『泉佐野市小中一貫教育基本方針』を策定し、令和2年度より小中一貫教育を推進しています。

「小中ギャップ」とは、一般的には「中1ギャップ」と呼ばれているものであり、中学校入学に伴う環境の変化や不安等が影響して起こると考えられる、「不登校生徒の増加」や「生徒指導上困難さを抱える生徒の増加」、また、「学習意欲の減少」や「学習面でのつまずき」が主なものとして挙げられます。このような課題を緩和させ、児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、中学校には小中一貫教育コーディネーターを配

置し、小学校の校内リーダー教員と連携・協働することで、全ての中学校区において義務教育9年間の子どもの学びと育ちを円滑に接続し、中学校区のめざす子ども像の実現に向かって、小中一貫教育に取り組みます。さらに小中一貫教育並びに生徒指導等課題解決取り組み推進のため、令和6年度には全ての中学校に市費講師を配置し、取り組みを進めています。

また、小学校3・4・5・6年生での教科担任制についても、指導方法の工夫改善定数等を活用し充実を図ります。担当教員による専門性の高い学習指導を実現するとともに、小学校における教科の指導内容の系統性を整理し、中学校の学習に円滑に接続できるようにします。さらに、中学校から小学校へ小中連携教科指導担当教員による乗り入れ授業や小中合同研修、中学校区連絡会等、小中学校間で連携・協働についてさらなる充実を図るとともに、各中学校区のめざす子ども像の実現に向けた義務教育9年間の教育課程の編成を行います。

これらの実現に向け、泉佐野市小中一貫教育推進委員会を実施し、各校区の取組みの交流をしながら、各中学校区の取組みをブラッシュアップさせ、より効果的な小中一貫教育を推進します。

児童・生徒が安心、安全な学校生活を送ることができるよう、広く地域に小中一貫教育の取組みを発信し、地域と連携しながら児童・生徒の成長を見守ります。

#### <指標>

- ・児童生徒アンケート（小6・中1）「学校に行くのが楽しい」

令和6年度：小学校6年生 52.9%	→ 令和12年度：小学校6年生 60.0%以上
中学校1年生 42.2%	中学校1年生 60.0%以上
- ・児童生徒アンケート（小6・中1）「授業がよく分かる」

令和6年度：小学校6年生 51.2%	→ 令和12年度：小学校6年生 60.0%以上
中学校1年生 27.4%	中学校1年生 35.0%以上

### (7) I C Tを活用した教育活動の充実に努めます

Society 5.0時代を迎え、子どもたちを取り巻く環境も急速に変化し、ICTは私たちの社会と生活に深く浸透しています。子どもたちがこれから社会で主体的に活躍するためには、ICTを使いこなす能力はもちろん、それを使って自ら学び、考え、課題を解決していく力が不可欠です。ICTを教育活動に積極的に取り入れることで、「個別最適化された学びの実現」「探究的・協働的な学びの深化」「創造性の育成」「多様な学びの機会の保障」等が期待できます。

令和2年度以降に学校に整備した、通信ネットワーク環境と1人1台のパソコン端末学校を最大限に利活用し、教員のICT活用指導力の向上や、効果的な活用方法の研究と普及、安全・安心なICT利用環境の維持、家庭との連携等の取り組みを通じて、ICTを活用した教育活動のさらなる充実に努めます。また、児童生徒の学習を円滑に進めるために、ICT端末や学校ネットワーク環境の整備・運用に努めます。

さらに、「Izumisano×教育DXプラン」を中心に、教育DXによる学び・指導の変革とICTの効果的活用の推進を図ります。

<指標>

- ・市内統一アンケート（小6・中3）「PC端末を使うことで、自分に合った内容やペースで学習を進めることができる。（肯定的回答）」  
令和12年度：小中とも80.0%以上
- ・市内統一アンケート（小6・中3）「PC端末を使うことで、友だちの考えを知ったり、自分の考えを伝えやすくなったりする。（肯定的回答）」  
令和12年度：小中とも80.0%以上

## (8) 生徒指導・教育相談体制充実に努めます

生徒指導は、児童生徒一人ひとりの個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とした教育活動です。

本市ではこれまで学校のあらゆる教育活動を通して、児童生徒一人ひとりを大切にし、人権尊重のもと生徒指導を推進してきました。

しかし、社会状況が著しく変化する中で、これから児童生徒は、少子高齢化社会の出現、災害や感染症等の不測の社会的危機との遭遇、高度情報化社会での知識の刷新やICT活用能力の習得、外国の人々を含め多様な他者との共生と協働等、予測困難な変化や急速に進行する多様化にも対応していかなければなりません。

そこで、児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切です。

また、各学校において「発達支持的生徒指導」を充実させ、教職員は「児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達」を支えるように働きかけ、すべての児童生徒が安心・安全に、そして意欲的に学校生活を送ることができるよう魅力ある学校づくりをすすめていきます。

また、児童生徒を取り巻く環境に働きかけて改善していく必要のあるケースも多く、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、状況に応じて警察、少年サポートセンター、子ども家庭センター等の関係機関とも連携して対応していきます。

暴力行為に対しては、大阪府教育庁が示す「5つのレベルに応じた問題行動対応チャート」及び本市の「問題行動への対応チャート」を活用し、毅然とした態度で組織的に適切かつ迅速な対応をするとともに、人権尊重の視点にたった指導を行っていきます。

いじめ問題については、全ての教職員がいじめは絶対に許さないという、人権尊重の観点にたった強い姿勢を示すとともに、日頃から、児童生徒のサインをいち早くキャッチできるよう子ども理解を深め、アンケート等を実施し、「学校いじめ対策組織」を中心としていじめの積極的認知をはじめ組織的な対応を行っていきます。また、学校、家庭及び地

域との連携を密にするとともに、専門家と協働した相談体制を充実させ、いじめ解消に努めます。

不登校支援については、2か所の教育支援センター「さわやかルーム」「シャイン」と相談室「わかば」の活動事業を推進し、学校との連携を深めて多角的な支援体制を強化します。

また、学校を休みがち・学校に行きにくい・学校に行くことができない市内の児童・生徒を対象に学校以外の「安心して過ごせる居場所」を提供し、同じ境遇のこども達が交流を持つことで地域社会との繋がりを作ることを目的として、「こどもの居場所づくり」地域ステーション事業を実施していきます。

さらに、家庭の教育機能総合支援員（11名）、不登校支援協力員（2名）、全小中学校に1名のスクールカウンセラー、と2か所の教育支援センターにスクールカウンセラー3名、各中学校区にスクールソーシャルワーカーを1名ずつ配置するなど、専門性の高い人材の支援を行い学校の生徒指導・教育相談体制のさらなる充実に努めます。

以上の取組みの他、「ゆまにて」、「まいど」など不登校支援の取組みを今後も充実させていきたいと考えています。支援の必要な子どもたちや家庭に確実に情報が届くよう、不登校支援の取組みを一覧にまとめ、『はぐくみパレット』として、ホームページ等で啓発しています。

#### ＜指標＞

- ・暴力行為件数（千人率）  
令和6年度：40.4件（全国平均10.4件） → 令和11年度：全国平均
- ・いじめ認知件数（千人率）  
令和6年度：57.6件（全国平均61.3件） → 令和11年度：全国平均
- ・不登校児童生徒の内、学校内外で相談・指導等を受けていない児童・生徒の割合  
令和6年度：36.3%（全国平均38.3%） → 令和12年度：25%以下

## （9）安全・安心な学校づくりに努めます

本市では、子どもたちが安全で安心して学校生活が送れるよう、ハード・ソフト両面から整備します。

具体的には、子どもたちへの登下校指導、教職員・子どもたちを対象とした防犯訓練の実施、安全マップの作成、小学校への受付員配置、府の事業を活用したスクールガード・リーダーの配置、カメラ付きインターホンの設置等に取り組んでおり、通学路への防犯カメラの増設を進めるなど、子どもたちの安全確保及び学校の安全管理を推進します。

また、家庭や地域、関係諸機関と連携し、市内一斉パトロールの実施やこども安全対策会議の実施、不審者情報等の配信による地域パトロールの強化等様々な取組みを進めています。

さらに福祉委員会推進委員、民生委員・児童委員、地域ボランティア等による登下校時通学路の見守り活動や下校時の防災無線での子どもからの見守り活動の呼びかけなどで、

地域と協働した見守り体制を構築します。

今後とも、子どもたちの安全・安心を確保するためには、学校の危機管理意識の向上や危機管理体制の拡充、家庭や地域への継続的な協力を求めていくことが必要であると考えます。特に、子どもたちが自他の安全を確保するため、犯罪の被害に遭わないための知識を実践的に理解するとともに、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育みます。さらに、防災教育の充実を図り、今後予想される大地震や津波等に対する計画的な避難訓練の実施に努めます。

<指標>

- ・市内一斉パトロール協力者（延べ人数）  
令和 6 年度：1,198 人 → 令和 12 年度：1,300 人

## (10) 泉佐野市の未来を創る教育事業を充実します

平成 24 年度に泉佐野市の独自性を活かした教育活動として「泉佐野市の未来を創る教育事業」が始まりました。そのうちの一つである、「未来を紡ぐ 子どもの絆」プロジェクト事業では、未曾有の大震災に見舞われた東北地方を中学生が訪問しました。

また、平成 28 年度より、小学校 4 年生全員を対象に、子どもたちが日ごろから防災と減災に深い関心を持ち、意識を高め、自分で考え判断し行動できる「防災力」を身につけることを目的として「ジュニア防災検定」を実施しています。

防災教育は、単に災害知識を教えるだけでなく、子どもたちが自ら考え、判断し、行動する力を育み、地域や社会全体で災害に強い社会を築いていくための重要な柱の一つとして位置づけ、推進していきます。

今後も、他の事業も含め本市独自の特色ある事業に取り組んでいきます。

<指標>

- ・ジュニア防災検定受検  
令和 12 年度：4 年児童 100%

## (11) 国際交流を推進します

近年の急速な社会のグローバル化に対応し、本市においても国際化、多文化共生の視点を重視した施策を展開し、「すべてのひとが輝くまちづくり」を進めています。こうした背景のもと、教育の分野においても海外派遣事業や文化交流事業を推進することにより、人と人との交流・ふれあいを創出し、国際意識の高揚に努めます。

### 【モンゴル国・ベトナム社会主義共和国友好交流事業】

本市では、次代を担う子どもたち自らがこれからできることを考え実行し、また、双方の絆を深めるとともに、今後の国際理解教育（多文化共生教育）に向けた取組み

を進めていくために世界の各都市と友好交流に関する覚書を締結し、友好提携都市に中学生を派遣し、友好交流事業を実施しています。

平成 25 年 7 月にモンゴル国トゥブ県と、令和元年 10 月にベトナム社会主義共和国ザライ省と、友好交流に関する覚書を締結し、平成 26 年度からはモンゴルへ、令和 5 年度からはベトナムへ、中学生 10 人を 4 日間派遣しています。

参加者には、現地の子どもたちに泉佐野市のことや日本の文化などを紹介することで交流を深めてもらうとともに、現地の言葉や文化に触れることにより、国際理解教育（多文化共生教育）を進めます。

また、本市との友好提携都市は、他にも中国に 5 都市、ウガンダ、ブラジル、韓国、アメリカに各 1 都市あり、ますます増えている中、今後もこの事業の充実、発展に努めます。

#### <指標>

- ・友好交流事業参加人数

令和 6 年度 : 81 人（累計） → 令和 12 年度 : 141 人（累計）

#### 【オーストラリアとの文化交流事業】

サンシャインコースト市と本市の文化交流を通して、子どもたちが自分たちの郷土の良さを再発見するとともに海外への見識を広げる機会にします。また、オーストラリアについて学ぶことで、外国語（英語）に親しみを持ち、海外に興味や関心を示した生徒が国際社会に視野を広げるための事業とします。

この事業は平成 26 年度から始まり、当初は、小学 5 年生が本市を紹介する絵画を作成し、その中から 20 点の作品をオーストラリアへ送り、また、相手市の作品を 20 点受け取り、市内巡回展という形で各小学校にて展示しました。平成 28 年度からは、中学 3 年生を現地に 8 日間派遣し、ホームステイや現地小学校訪問などを通じて国際理解教育を行っています。

#### <指標>

- ・オーストラリアとの文化交流事業派遣人数

令和 6 年度 : 41 人（累計） → 令和 12 年度 : 101 人（累計）

#### 【青少年海外研修事業】

本市では毎年市内の青少年 10 人をオーストラリア・クイーンズランド州サンシャインコーストへ派遣しています。この事業は青少年が外国の言語や文化を学ぶとともに、現地での生活体験や人々との交流を通じて、国際的視野に立ち、本市の国際化の一翼を担う人材として活躍していくためのものです。

平成 2 年の開始から、これまで合計で約 500 人（400 人）を派遣してきました。事前研修では英会話レッスンを中心に、オーストラリア生活セミナーや日本文化紹介など実施しています。参加者からは単に英会話の上達にとどまらず、外国の風俗や習慣

に気づき、国際感覚を身に付けるきっかけとなったと好評です。今後もこの事業の充実、発展に努めます。

#### <指標>

- ・青少年海外研修事業派遣人数

令和 6 年度：395 人（累計） → 令和 12 年度：455 人（累計）

### (12) 安全で快適な教育施設の整備・充実に努めます

本市の学校施設につきましては、耐震補強工事や建替えにより、その安全性が確保され、エレベーターの設置などのバリアフリー化や、建物内外の改修、プール設置を行い、教育環境の充実を図ってきました。

また、学校における熱中症対策や授業に集中できる環境を確保するため、普通教室、特別教室にエアコンを設置し、快適な室内環境を整備するとともに、災害時の避難所ともなっている小中学校の体育館及び武道場に空調機器を整備しています。

上記のように一定の整備を進めてきましたが、築年数が 30 年以上の校舎等の学校施設が 7 割を超えており、その老朽化対策が課題となっております。今後は、令和 2 年度に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、ライフラインの更新や、校舎内外の改修を年次的に行い、安全で快適な教育施設の整備・充実に努めます。

### (13) 通学区域について

#### ○これまでの経過

- ・昭和 56 年 4 月 中央小学校開設に伴う通学区域の見直し
- ・平成 15 年 9 月 泉佐野市立学校通学区審議会に「泉佐野市における通学区制度の見直し（通学区域制度の弾力的運用の方策を含む）について」諮問（平成 16 年 2 月 答申）



- ・平成 17 年 4 月 通学区弾力的運用（地理的理由による指定校変更）開始
- ・平成 20 年 4 月 大木小学校が特認校制度を導入し、小規模特認校としてスタート
- ・平成 22 年 11 月 泉佐野市教育問題審議会に「泉佐野市立小学校の適正規模及び統廃合について」諮問（平成 23 年 6 月 答申）



- ・平成 24 年 1 月 「小学校の適正規模並びに小規模校及び大規模校に関する実施方針」策定
- ・平成 25 年 3 月 市議会厚生文教委員会での学校施設耐震化の補正予算案に係る質疑に対する答弁の中で、教育長が通学区域の見直しについて検討する考えを表明

<主な答弁内容>

○小学校の統廃合はせず、1年前倒しで平成26年度末までに全ての中学校の耐震化を完了させる。施設面での条件が一定揃った段階で全市的に通学区域の見直しを実施する。

○見直しのポイント

- ①極端な小規模校や大規模校の解消
- ②安全面を優先し、大きな道路や線路を渡っての通学はできるだけ避けたい。

- ・平成25年12月 泉佐野市教育問題審議会に「泉佐野市立小学校及び中学校の通学区域の見直しについて」諮問
- ・平成26年7月 泉佐野市の小中学校の通学区域の見直しを行うために、泉佐野市教育問題審議会を4回開催済み(平成27年7月までに10回程度開催予定)。

第4回までの審議会では、泉佐野市の児童生徒数や学級数、施設、通学区域などの現状を認識しながら、日本の人口の推移と将来人口のデータから今後を予想しつつ、通学区域の問題点や課題を抽出し、課題解決への案を作成し、平成29年度当初からの通学区見直し実施に向け審議。

- ・平成27年9月 答申
- ・平成27年9月 新通学区域(案)の作成 ⇒ 議会説明
- ・平成27年10月 地域説明会、パブリックコメント
- ・平成28年1月上旬 定例教育員会(新通学区域の決定)
- ・平成29年4月 新通学区域施行(極端な小規模校や大規模校の解消や安全面を優先)、新たに佐野台小学校・第三小学校が特認校としてスタート

通学区域については、前回(平成29年度施行)の見直しから約10年が経とうとしていること、また、調整区域の設定期間については新通学区域制度の施行後10年間とし、10年が経過した時点で全市的な見直しを行うことを前回の見直し時に決定していることから、見直しを実施する、しないも含め、今後の検討とします。

## (14) 小・中学校の学校給食を充実します

小学校は戦後間もなく、中学校は平成27年から学校給食を提供しています。児童・生徒の学力や体力をはじめとする成長の源となる食を充実させ、教育力の向上を図ります。安心・安全でおいしい給食が円滑に実施できるよう衛生管理の徹底に努め、栄養バランスのとれた魅力のある献立を提供します。

小学校については食育指導の推進や質の高い安全・安心な給食の提供を目的に、自校方式及び親子方式により給食調理室を整備するとともに、献立の工夫や小・中学校との連携を行います。学校給食用食材については、地元の野菜やお米を取り入れるとともに、SD

G s の観点から、有機農産物を使ったオーガニック給食の提供を実施します。

安心・安全な学校給食はもとより、児童・生徒の食欲を増進させることが必要であると考え、平成 27 年度から児童・生徒が考える学校給食の募集献立を提供することで学校給食をもっと近くに感じ、学校給食を初めとする「食」について興味を持ってもらい、残菜量を減少させる取り組みとして繋げていきます。また、残菜率の指標を設け達成できるよう努めます。

<指標>

- ・残菜率

令和 6 年度：小学校 9.05% → 令和 12 年度：小学校 4.0%

中学校 1.98% 中学校 1.9%

## (15) 放課後児童健全育成事業を推進します

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）は、市内 13 小学校の小学校敷地内専用施設や教室等を活用し、平日の放課後や土曜日及び長期休業期間において、保護者が昼間、就労等により不在になっているのが常態である児童に対して、適切な遊び場及び生活の場を提供する事業です。

平成 27 年 4 月より民間事業所に運営を委託し、延長保育や学習支援プログラムの実施及び支援員の体制強化を図るなど事業内容を充実し、児童の健全育成に努めています。

また、市内すべての小学校で実施している放課後子供教室では、放課後や週末等にすべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供しています。

さらに、放課後子ども総合プランの推進（放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な運営）について、国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ（留守家庭児童会）及び放課後子供教室の一体的な実施に努めます。具体的には、平成 27 年度から放課後児童クラブを教育委員会に所管替えすることにより、一体的な運営を実施できる体制づくりを行い、共通プログラムの企画段階からの連携、小学校の余裕教室等の活用についての検討等を行います。

<指標>

- 放課後児童健全育成の推進

- ・放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）登録児童数

令和 6 年度：1,319 人 → 令和 12 年度：1,250 人

- ・放課後子ども総合プランの推進

（放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な運営）

令和 6 年度：13 か所 → 令和 12 年度：13 か所

## (16) 幼児教育を充実します

現在、子どもたちを取り巻く社会環境は、めまぐるしく変化しており、子どもたちが自ら育つ力をつけて、伸ばしていくことができる環境を整備していく必要があります。

特に乳・幼児期は、意欲、態度、基本的習慣など生涯にわたって人間形成の基礎づくりに重要な時期であり、就学前の教育・保育はその後の子どもたちの「生きる力」の基礎になっています。

市内の4、5歳児の大半は、保育所、幼稚園に在籍してきましたが、平成20年4月の保育所保育指針と幼稚園教育要領の改訂により、教育のねらいと内容については、両者の保育・教育内容の差異は、ほとんどなくなっています。幼児が通う施設の違いに関わらず、子どもたちのより良い育ちのための環境づくりが重要となっています。保護者のライフスタイルや働き方が多様化する中で、最近の社会情勢の変化とともに男女共に働きながら、子育てしていく世帯が増加しています。子どもが生まれても安心して働き続けられる、また子育てをしながら働き続けることができる教育・保育の環境づくりが求められています。

このようなことから、本市では、公立保育所の老朽化と公立幼稚園のクラス減等の事情を踏まえ、全ての子育て家庭を視野に入れた幼保一体化を目指し、施設的には公立幼稚園を有効的に活用し、必要な施設増築を行って「こども園」とし、就学前の子どもが、より良い成長と発達を保障できる環境整備を行い、平成30年4月からは3園の認定こども園として運営しています。

こども園は、就労などの理由で保育の必要な子どもが通う保育所の機能と集団による就学前の幼児教育を行う幼稚園の機能を併せ持つ施設です。

泉佐野市立こども園では、0歳から5歳までの保育を必要とする子ども(2・3号認定児)と幼稚園を希望する4歳児及び5歳児(1号認定児)が共に過ごします。また、子育て支援事業にも取り組んでいきます。園庭開放や施設開放などを実施すると共に地域の子育て家庭を支援(育児相談、訪問)するなど、地域における教育センターとしての機能を強化し、地域に開かれた園づくりを推進します。

また、令和7年度より外国にルーツをもつ次年度入学予定の就学前児童を対象に、入学した小学校で戸惑うことなく小学校生活に早期対応できるよう、就学前日本語教室「こどもほんごきょうしつ」を実施しています。

### <指標>

- ・子育て支援事業育児相談対応件数

令和6年度：86件 → 令和12年度 90件

## (17) 生涯学習を推進します

市民一人ひとりが個性や能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を送るために、生涯を通して学習行動が行える「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べるまちづくりを推進していきます。

<指標>

- ・生涯学習センター、佐野公民館、長南公民館、北部公民館、日根野公民館の合計年間利用者数

(主催講座への参加者数、自主サークルやクラブの貸館での利用者数の合計を算出し、生涯学習と社会教育の広がりの指標とします。)

令和 6 年度：163,143 人 → 令和 12 年度：171,000 人

**(18) 学校教育や市民との協働による歴史的資産の活用を推進します**

市内小・中学校との連携を深め、学校現場での地域学習や歴史学習の充実に努め、子どもたちが、本市の歴史や文化に対して深い関心を持つことができるよう努めます。またそのことにより、将来にわたって市民が郷土に対して深い関心を持つことができる意識の醸成につながるよう努めます。具体的には歴史館いづみさのの教育普及活動を充実し、市内小・中学校との連携を深め、学校現場での地域学習や歴史学習の充実に努め、また、各小・中学校の総合的な学習の時間及び社会科の時間に出向いて授業を行うなど（出前授業）、積極的な事業を展開します。さらには、各小・中学校のニーズに応えた教材を作成・提供します。教育機関との連携とともに令和 8 年度からは生活産業部に移管されることから、観光、農林水産、環境を含め、その他の関係機関との連携を強化し、情報交換及び共有に努めます。

また、歴史館活動協力員（ボランティア）の活用を図ることなどによって、市民との協働をより一層進め、また、NPO 団体との連携を深めて、歴史的建築物などの歴史的資産を活用しながら、地域の賑わいづくりなどにも取り組む事業を展開していきます。

<指標>

- ・歴史的資産の活用によるまちづくり・小中学校の歴史・地域教育のための連携学習実施校数

令和 6 年度：8 校 → 令和 12 年度：全校（18 校）実施

**(19) 図書館機能の充実に努めます**

図書館では、情報提供の基本である貸出業務に力を入れ、利用者のニーズを把握し的確な資料収集・提供に努めます。

また、スマートフォンから貸出カードのバーコードを表示させての貸出や、利用者自身がセルフで貸出処理が行える貸出機の設置等の機能を追加した図書館電算システムの更新により、図書館を利用しやすい環境に整備し、場所や時間を気にせず電子書籍を読むことができる「いづみさの電子図書館」の利用促進をはかり、図書館の新たな利用者層の獲得に努めます。

国立国会図書館、大阪府立図書館、府内の公立図書館等との相互協力体制を維持し、市民が必要とする資料を探し出し、迅速に提供する予約・リクエストサービスの充実を図ります。レファレンスサービスについては、利用者の多様な調査研究に対し適切に応えられ

るよう、職員の資質向上に努めます。

子どもの読書活動の推進を図るため、児童向け図書においては、子ども自身がそれぞれの興味関心に応じた本を選べるように、そして学校等との情報交換を進めながら、日常の学習や調べものに必要な資料を把握して収集に努めます。

研究者の調査や研究、市民の趣味や生涯学習の情報提供など、多様な目的に活用でき、幅広い市民が利用したくなる図書館サービスの実現を目指します。特にこどもたちの読書のきっかけづくりとして、定期的に実施している『おはなし会』に加えて、夏休みや、春夏の読書週間など季節に合せたイベントを実施します。また、学校教育課と小中学校と連携し、読んだ本を100冊記録することができる「泉佐野こども読書通帳」を配布することで、子どもたちの読書意欲の向上、読書活動の推進に取り組みます。

ボランティア団体等と協働し、こどもが本と親しむ環境を充実させるための連携強化を図ります。図書館おはなし会ボランティアの募集・養成を行い、図書館や地域において活動する機会を提供し協力体制を築きます。

毎年11月を読書活動推進月間と定め、子育て世代のためのイベント、読書の推進につながるような市民講演会など、様々な読書推進に向けた啓発活動やイベントを開催し、一般利用者向け「泉佐野読書通帳」を配布するなど、市民の読書活動の推進に取り組みます。

#### <指標>

- ・図書館における人口1人当たりの個人年間貸出冊数を伸ばす  
令和6年度：5.38冊 → 令和12年度：5.6冊

## (20)文化財を活かしたまちづくりをめざします

本市には国宝の慈眼院多宝塔、重要文化財の奥家住宅をはじめ数多くの指定文化財や日本最多の3つの日本遺産があります。さらに地域との関わりの中で育まれ、受け継がれた様々な歴史資料が周辺の環境と調和しながら今も息づいています。

泉佐野市ではこのような歴史文化遺産の現状把握と追及を行うために、全市域を対象として文化財の総合的な把握調査を実施し、将来の「歴史文化基本構想」の策定後、平成30年の文化財保護法改正を受け、さらに今後の構想のアクションプランとなる「文化財保存活用地域計画」を令和3年に文化庁に提出し、認定を受けております。

また、山間部にある史跡日根荘遺跡の保存と整備に向けては、史跡日根荘遺跡保存整備委員会を設置し、平成30年に「保存管理計画」の改訂をしましたが、大木地区は日根荘大木の農村景観の保護や整備も計画と併せて、周辺の景観保全を含めた施策を進めていきます。

そうした一方で、令和8年度より生活産業部に移管されることで、さらなる観光、まちづくりに寄与するため、3つの日本遺産のストーリーが海から山まで市内を縦断するように展開する本市の地理的特徴を活かしたまちづくり、和歌文化を活用したひとづくりを推進し、関空の玄関都市というアドバンテージをもってインバウンド効果を狙い、また多くの国内来訪者の誘客も推進していきます。

このように現代の社会情勢や価値観の大きな変動を踏まえ、市民が地域への愛着と文化財の価値を再発見し、魅力あるまちづくりへ文化財を活用する様々な施策を進めていきます。

<指標>

- ・文化財保存に係る調査及び整備・活用等

令和 6 年度：13 件 → 令和 12 年度：20 件

## (21) 生涯スポーツの振興を図ります

スマートフォンやテレビゲームの普及で子どもたちのスポーツ離れが進んでおり、スポーツ人口の増加を図るためにには、スポーツに興味をもち、継続してスポーツに慣れ親しむことができる子どもたちを増やす必要があります。毎年スポーツの日に開催している「スポーツフェスタ泉佐野」は、体育協会に加盟している連盟や協会並びにスポーツ少年団の各競技種目をはじめ、パラスポーツやニュースポーツを体験できるイベントであり、就学前の子どもから高齢者まで幅広い世代の市民が集いますが、参加者の大部分を小学生が占めています。今後も各スポーツ団体と連携を密にし、より内容の充実したスポーツイベントを開催して、生涯スポーツの振興を図ってまいります。

<指標>

- ・市民総合体育館及び健康増進センターの利用者数

令和 6 年度：203,235 人 → 令和 12 年度：270,000 人

## (22) 青少年の健全育成に努めます

取り巻く課題が多様化しているこども会や青年団活動など、地域における世代を越えた結びつきが生まれる活動を支援することにより、「地域の子どもは地域で育てる」環境づくりを推進し、青少年健全育成活動発展ならびに青少年活動に対応できる人材の育成及び行事を推進すること、ジュニアリーダーなどの青少年リーダーの養成、指導者及び育成者への研修の充実に努めます。

また、青少年健全育成施設としての青少年課は委託による事業を通じて、小・中学生を中心に、誰も取り残さない学びの居場所づくりにも柔軟に対応します。なお、稻倉青少年野外活動センターは民間の発想による新たな運営をめざします。

<指標>

- ・青少年関係活動への参加者数

令和 6 年度：9,472 人 → 令和 12 年度：10,000 人

施策の展開（指標と目標）表

	施策の具体的な内容	指 標	R6 年度実績値	R12 年度目標値
1	学力・体力の向上	全国学力・学習状況調査結果	全国平均以下	全国平均
		全国体力・運動能力調査結果	全国平均以下	全国平均
2	道徳教育の充実	全国学力・学習状況調査 質問紙結果	全国平均以下	全国平均
3	人権教育の推進	校内で人権教育の取組み 発表などを行った学校数	小学校 11 校 中学校 4 校	小学校 13 校 中学校 5 校
4	英語教育の推進	CEFR A1 レベル相当以上の 英語力を有すると思われる 中学校 3 年生の割合	48. 0%	60%
5	文化・伝統の継承	探求課題に「伝統文化」を設定 している学校数	小学校 10 校 中学校 2 校	小学校 13 校 中学校 5 校
6	小中一貫教育の推進	①児童生徒アンケート (小 6 ・ 中 1) 「学校に行くのが楽しい」 ②児童生徒アンケート (小 6 ・ 中 1) 「授業がよく分かる」	①小学校 6 年生 52. 9% (R6) 中学校 1 年生 42. 2% (R6) ②小学校 6 年生 51. 2% (R6) 中学校 1 年生 27. 4% (R6)	①小中ともに 60%以上 ②小学校 60%以上 中学生 35%以上
7	I C T 活用の充実	①市内統一アンケート P C 端末を使うことで、自分に 合った内容やペースで学習を 進めることができる。		①小中ともに 80%以上
		②市内統一アンケート P C 端末を使うことで、友だち の考えを知ったり、自分の考え を伝えやすくなったりする。		②小中ともに 80%以上
8	生徒指導・教育相談体制 の充実	①暴力行為発生件数 (千人率) (小・中学校) ②いじめ認知件数 (千人率) (小・中学校) ③不登校児童生徒のうち、学校 内外で相談・指導を受けていな い児童生徒の割合	①全国平均以上 ②全国平均以下 ③36.3%	①全国平均 ②全国平均 ③25%以下

9	安心・安全な学校づくり	市内一斉パトロール協力者 (延べ人数)	1,198人	1,300人
10	泉佐野市の未来を創る 教育事業の充実	ジュニア防災検定受検	4年児童 100%	4年児童 100%
11	国際交流の推進	モンゴル国・ベトナム社会主義 共和国友好交流事業 オーストラリア文化交流参加 人数 オーストラリア等への派遣人 数	81人 (累計) 41人 (累計) 395人 (累計)	141人 (累計) 101人 (累計) 455人 (累計)
14	小・中学校の学校給食の 充実	残菜率	小学校 9.05% 中学校 1.98%	小学校 4.0% 中学校 1.9%
15	放課後児童健全育成の推進	登録児童数	1,319人	1,250人
	放課後子ども総合プラン の推進 (放課後児童クラブ と放課後子供教室の一体 的な運営)	箇所数	13か所	13か所
16	幼児教育の充実	子育て支援事業 育児相談対応件数	86件	90件
17	生涯学習センター等の 利用促進	生涯学習センター、佐野公民 館、長南公民館、北部公民館、 日根野公民館の合計年間利用 者数。	163,143人	171,000人
18	学校教育や市民との協働 による歴史的資産の活用	歴史的資産の活用によるまち づくり、小中学校の歴史・地域 教育の連携学習実施校数	8校	全校 (18校) 実施
19	図書館機能の充実	図書館における人口1人当たり の個人年間貸出冊数を伸ばす	5.38冊	5.6冊
20	文化財を活かした まちづくり	文化財保存にかかる調査及び 整備・活用等	13件	20件
21	生涯スポーツの振興	市民総合体育館および 健康増進センターの利用者数	203,235人	270,000人
22	青少年の健全育成	青少年関係活動への参加者数	9,472人	10,000人

## 第5章 基本計画の進行管理

### ○計画の進行管理について

本計画の進行管理については、本市教育行政基本条例第5条「市長及び教育委員会は、教育振興基本計画の進捗を管理するため、共同してその点検及び評価を行うものとする。」をふまえ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第27条に基づき実施している「教育に関する事務の点検及び評価」（教育行政の執行状況について点検を行い、報告書を作成して市議会報告・市民公表を行う制度）を活用します。

今後は点検・評価の質をより一層高め、本市教育の実態把握(Research)により立案した(Plan)に沿って施策を実施(Do)するとともに、定期的な事業の自己点検とその結果に基づく成果や課題を評価・検証し(Check)し、施策にフィードバック(Act)させるRPDCAサイクルを実践することにより本計画の効果的かつ着実な推進に努めます。

具体的には、毎年担当課の評価から理事者評価まで段階的に評価を行い、5年に1度外部委員による評価・点検を実施します。

## 泉佐野市教育振興基本計画

令和 8 年（2026 年）3 月発行  
編集・発行／泉佐野市教育委員会

〒598-8550  
大阪府泉佐野市市場東一丁目 1-1  
電話 (072) 463-1212  
FAX (072) 469-5267  
<https://www.city.izumisano.lg.jp/>